

第3期吉田町地域福祉計画

第3期吉田町地域福祉活動計画

平成30（2018）年度～平成34（2022）年度

ともに支えあい、いつまでも
住み慣れた地域で暮らせるまち



平成30年3月

吉 田 町

吉田町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子・超高齢社会が本格的に到来する中、我が国の地域社会は、ライフスタイルの変化や価値観の多様化、住民の相互交流が減少し、地域での住民同士のつながりが希薄化するなど、地域福祉を取り巻く環境は複雑多岐にわたってきております。

また、昨今の経済・雇用情勢の悪化による将来への不安などから、ひきこもりや生活困窮者の増加、高齢者の社会的孤立、虐待など、社会問題が顕在化してきております。

このような状況の中、地域のつながりを構築することの重要性が再認識され地域住民・福祉団体・町社会福祉協議会・町が協働し、お互いに助け合い、支え合う地域福祉のまちづくりを推進することが求められています。

本町では、平成25年3月に「第2期吉田町地域福祉計画」を策定し、「支え合い、ともに暮らせるまち」を目指して、地域福祉の推進に努めてまいりました。

このたび、「第2期吉田町地域福祉計画」が終了することから、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、平成30年度から5年間を計画期間とする「第3期吉田町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、第5次吉田町総合計画で目指す将来都市像である「人が集い、未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向け、地域福祉分野の基本目標である『ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち』を計画の基本理念として掲げ、各種施策の推進により、さらなる地域福祉の推進に向け、だれもが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してまいります。

最後に、この計画策定にあたりまして、吉田町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました住民並びに関係団体の皆様に心から感謝申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

吉田町長 田村典彦



第3期吉田町地域福祉活動計画の策定にあたって



少子高齢化や、地域・家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困等が社会問題になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらの多様化する地域の課題に対して、行政サービスや社会福祉の枠組みだけではなく、地域と一体となった取り組みをしていくことでより効果的な対応ができます。

平成29年度から本格施行された改正社会福祉法により、経営組織ガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務など、社会福祉法人を取り巻く環境も大きく変わり、より一層の地域貢献が求められています。

地域福祉を向上するための地域福祉活動の計画として、地域が一体となって取り組むことができる「第3期吉田町地域福祉計画・第3期吉田町地域福祉活動計画」が策定されました。

この計画は、「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を基本理念としています。従来社会福祉協議会が担ってきた地域福祉の推進に対する取り組みと、培ってきた地域とのつながりを活かし、中核的存在として地域福祉施策を実践してまいります。

結びに、本計画策定にあたり貴重な御意見、御提言を賜りました吉田町地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、住民並びに関係団体やアンケート等に協力をいただきました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人

吉田町社会福祉協議会長 大石節夫

第1章 計画策定にあたって 1

1	計画策定の背景及び趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	位置づけ	3
	(1) 関連法令.....	3
	(2) 関連計画.....	4
	(3) 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との協働.....	5
4	計画期間	5
5	策定体制	6

第2章 計画の基本的な考え方 7

1	基本理念	7
2	基本目標	8
3	施策の体系	10

第3章 施策の展開 12

基本目標1 ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり 12

(1)	啓発・広報活動の充実.....	12
(2)	福祉学習・教育の推進.....	15
(3)	交流活動の推進.....	17

基本目標2 だれもが安心して利用できるサービスの提供 18

(1)	情報を届ける仕組みの充実.....	18
(2)	相談支援体制の充実.....	20
(3)	適切な福祉サービスの提供と質の向上.....	23
(4)	社会福祉協議会の健全な運営とサービスの提供.....	25

基本目標3 地域福祉推進のための体制の強化 **27**

- (1) 地域福祉活動の推進と見守り体制の強化..... 27
- (2) 地域福祉の担い手の育成..... 29
- (3) 関係団体・機関との連携強化..... 31
- (4) 福祉サービスの利用援助・権利擁護..... 33

基本目標4 地域で安心して暮らせるまちづくり **35**

- (1) 外出・移動支援の充実..... 35
- (2) 安全・安心な環境整備..... 37
- (3) 災害時や緊急時の支援体制の充実..... 39
- (4) 防犯活動の推進..... 41
- (5) セーフティネットの充実..... 43

第4章 計画の推進 **46**

- 1 計画の普及・啓発 46
- 2 吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における進ちよく状況の把握と評価 46
- 3 社会福祉協議会との連携強化 46

資料編 **47**

- 1 吉田町の現状 47
- 2 吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 68

注：元号法（昭和54年法律第43号）第1項の既定に基づき、政令により元号が改められた後、定められた元号による年及び年度とする。

2018（平成30）年（以下「平成30年」という。）

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

結婚しない人達の増加や晩婚化の進行は、人口減少社会を加速させています。加えて、我が国は世界でも類を見ない長寿社会を迎えています。東京一極集中はますます加速し、就業形態の変化に伴い、静岡県は人口流出の大きい県（2017年12月で人口流出の大きい県第7位）となっています。人口流出は地域力の低下につながりかねず大きな課題となっています。

吉田町（以下「本町」という。）をみると周辺市町と比べ人口流出は極端に発生しているわけではありません。しかし、かつて中心だった多世代家族から核家族へ、また高齢者夫婦世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増加しています。年代を問わず社会とのつながりを失った人々の孤立、弱者に対する虐待などは決して他人事ではありません。本町を取り巻く生活や福祉環境は大きな変動期を迎えています。

また、平成23年東日本大震災をはじめとして、全国各地で地震災害、火山噴火などが発生しています。さらに、異常気象に伴い大型化する台風や長時間同地域に集中する豪雨などによる洪水や土砂災害が発生するなど、自然災害も社会生活に悪影響を及ぼしている一因となっています。

こうした中、本町では平成20年に「吉田町地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）、平成25年には「吉田町第2期地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

また、社会福祉法人吉田町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）においても、平成20年に「吉田町地域福祉活動計画」、平成25年には「第2期吉田町地域福祉活動計画」を策定して、地域福祉活動に取り組んでまいりました。

そこで、第3期吉田町地域福祉計画・第3期吉田町市域福祉活動（以下「第3期計画」という。）の策定においては、町と社会福祉協議会が歩調を合わせ、連携を図りながら、きめ細かなサービス体制の充実を図るとともに、地域活動への支援を行っていくために協働で計画策定を行うこととしました。

第1期計画・第2期計画では、『支えあい、ともに暮らせる社会の実現』を基本理念とし、自助（住民自身の努力）・共助（地域住民の助けあい）・公助（行政、社会福祉協議会等によるサービス提供）・協働（住民と行政等がそれぞれの特長を生かした福祉の推進）をキーワードに地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、その後も全国的に少子高齢化が進む中、本町においても全国同様に高齢化

は進んでいます。さらに経済状態の変化に伴い、非正規雇用者（期間社員や派遣社員、フリーター）が増加し、いくつもの問題を抱える人も増加しています。

第1期・第2期地域福祉計画策定以降、急速に深刻化する社会情勢等の変化や、本町における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、第3期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画を策定しました。

誰もが住み慣れた身近な地域で安心していきいきと暮らせるよう、『ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち』をめざし、地域福祉を推進します。

2 地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む母親の孤立、乳幼児・児童や高齢者に対する虐待の増加、介護疲れなどに伴う家族間でのトラブル、高齢者の孤独死、認知症や高齢化による判断力の低下などから交通事故の増加、経済格差に伴う貧困問題など、深刻な社会となっています。

こうした複雑かつ多様な問題は、行政や社会福祉協議会、民間福祉サービス事業所による支援だけでは解決しにくい時代となってきています。

問題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民が地域における関わりを深め、支援を必要とする人を、地域の中で支えていくことが求められます。

問題解決に向けて、地域の問題は地域で把握し、地域で主体的に解決を図るという考えを基本に、制度による公的サービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことが大切であると言えます。地域に暮らす住民が、身近な問題を我が事として捉え、住民自身で解決に向けて取り組む活動に対して、地域で活動する事業所と行政や社会福祉協議会、民間福祉サービス事業所など重層的な協働で支援していくことが「地域福祉」です。

3 位置づけ

(1) 関連法令

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で求められる

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤前条（第 106 条の 3）第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項（要配慮者情報の把握・共有及び安否確認、高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応等）を加えて、地域福祉を推進するための基本理念及び指針を定めるものです。

参考 社会福祉法 第 106 条の 3 一抜粋一

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

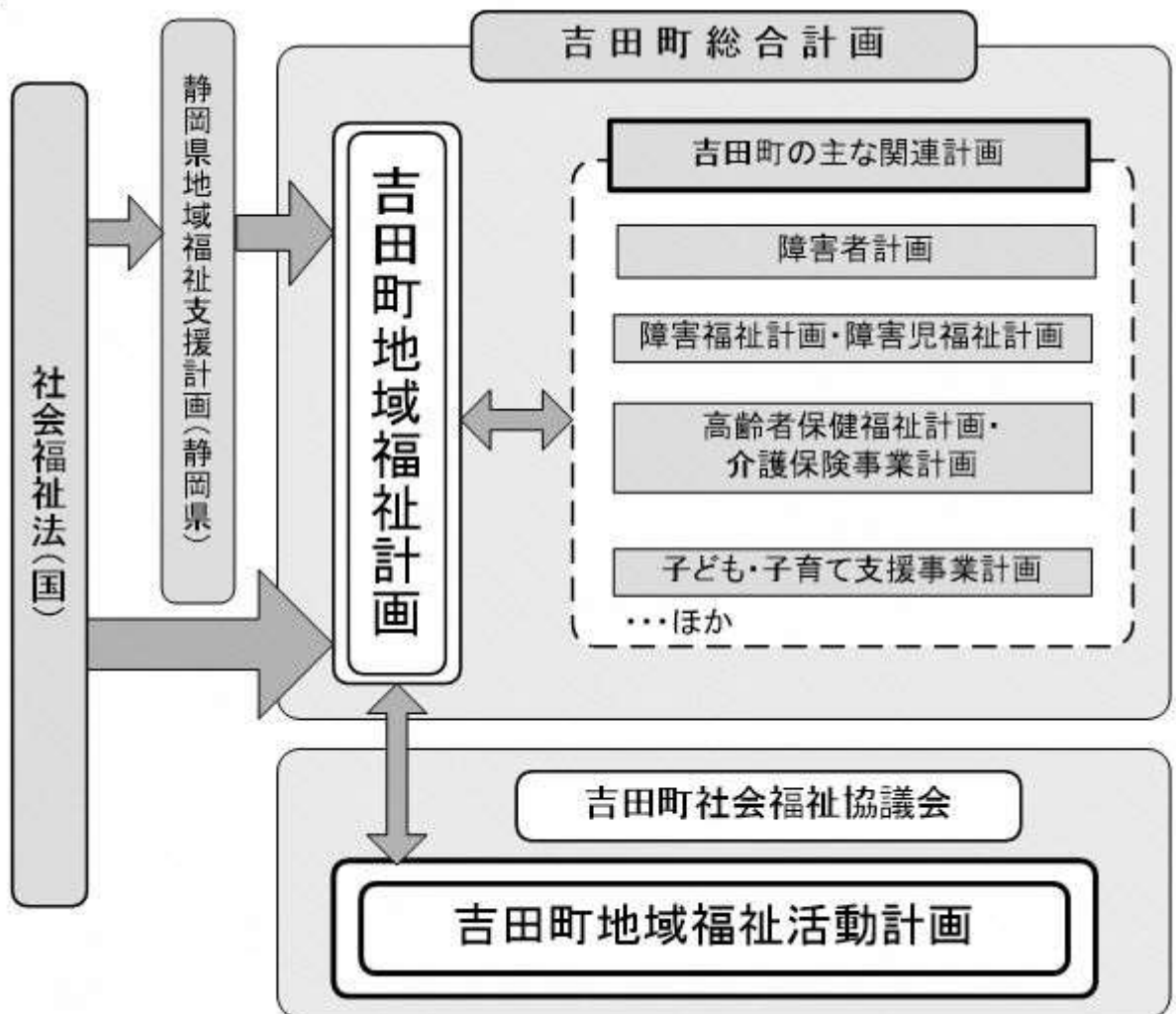
- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 略

(2) 関連計画

本計画は、吉田町総合計画を上位計画とし、高齢者、障害のある人、児童などの対象ごとに分野別の計画である「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、を内含し、地域福祉の視点から総合化したもので、対象者や分野に関わりなく、福祉の視点から住民の生活支援をめざす基本計画です。さらに、防災、交通、教育、消費生活などの他計画と連携することで、個別施策を実現していきます。

また、社会福祉協議会は、各種自主事業や町などからの委託事業を実施する上で町との連携を図っていきます。

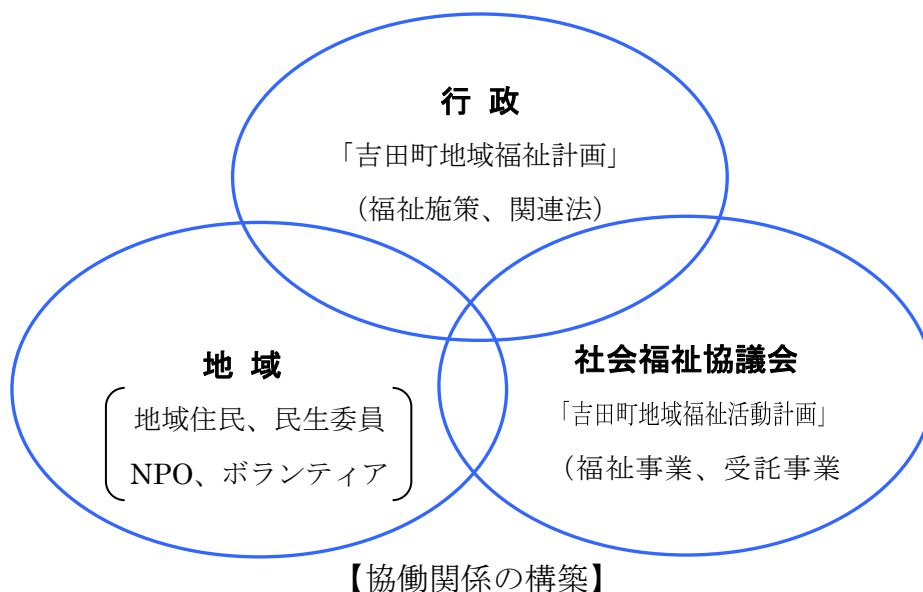


(3) 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との協働

本計画の実行には、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の取組が欠かせません。地域福祉活動計画は、地域住民の立場から「地域福祉」を推進する意味で、地域福祉計画と対をなす計画になります。

これまでは町と社会福祉協議会が別々に計画を策定していましたが、急速に進む超高齢社会並びに人口減少時代、所得格差による貧困問題等、ますます複雑化する地域住民の生活課題に的確に対応していくため、第3期の計画からは協働して計画を策定します。

■ 地域福祉計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。
ただし、今後の社会情勢の変化や関連計画との整合を考慮して、必要に応じ内容の見直しを行います。

■ 地域福祉計画の計画期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
吉田町第2期地域福祉計画									
吉田町第2期地域福祉活動計画									
					第3期吉田町地域福祉計画・第3期吉田町地域福祉活動計画				

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、住民の意見を幅広く伺うため、平成 28 年度にアンケート調査を実施しました。この他、福祉に関する専門的な意見や地域の現状などを把握し、計画に反映させるため、平成 29 年度には、地域住民、各種福祉団体、専門機関及び団体の代表者、教育関係の代表者、福祉施設の代表者並びに学識経験者等で構成する吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を 3 回開催し、活発な意見をいただきました。

なお、計画策定後には、地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の適正な進ちょく状況を把握するため、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の任期を 2 年とし、継続して事業を始めとする地域における福祉活動の達成状況などについて把握を行い、住民が安心して暮らせる社会の構築に向けて協議並びに事業の検討を行っていきます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、本町に暮らすすべての住民が、地域の中で障害の有無や性別・国籍・年齢に関係なく、その人らしい日常を送ることができ、生涯、安心して暮らせるような地域社会を目指しています。

第1期計画並びに第2期計画においても、同じ地域とともに暮らす人々を理解しあう中で、支えあいながらいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような町を実現するために、「支えあい、ともに暮らせるまち」を計画の基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

第2期計画の策定から5年を経た現在、少子高齢化に伴う人口減少社会が加速し、さらに雇用情勢の変化により格差社会の進行・人口流出などの地域格差の拡大など、地域福祉を取り巻く環境は今まで以上に深刻かつ大きく変化しています。

加えて、南海トラフ巨大地震や局地的豪雨の発生により大規模災害の発生が危惧されており、社会的情勢は大きく変化している状況にあります。

この状況下において、地域の課題解決を図るためには、第1期計画・第2期計画以上に地域の力が重要になってきています。

このため、第5次吉田町総合計画と整合を図るとともに、関連計画と連携し、体系的かつ総合的に推進していく必要があるため、基本理念を、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう、第5次吉田町総合計画基本計画の地域福祉分野の目指す状態である『ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち』とし、さらなる地域福祉の発展と充実を目指して、施策を推進していきます。

計画の基本理念

ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち

2 基本目標

「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」の実現をめざし、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標 1

ともに支えあう、
住民参加による福祉
のまちづくり

地域福祉を推進するためには、基本理念にもある「支えあい」の意識を高めることが大切です。そのため、様々な機会を通じて地域福祉に関する啓発を行います。

また、子どもから高齢者まで幅広い世代での交流を通じ、地域で支えあう地域福祉の大切さを普及・啓発するとともに、地域での支えあい活動へのきっかけづくりを行います。

基本目標 2

だれもが安心して利
用できるサービスの
提供

多様化する生活課題に対応するため、関係機関の連携を強化し、身近で相談できる体制の充実を図るとともに、社会的な問題にもなっている、児童や高齢者、障害のある人への虐待防止や権利擁護に対する支援体制を強化します。

また、子育て中の人、高齢者、障害のある人、外国人など支援を必要とする人が、適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標 3

地域福祉推進のための 体制の強化

本町に暮らすすべての住民が生きがいをもって社会参加し、地域において支えあう地域福祉のしくみを強化します。

また、地域における様々なニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ、関係団体・機関との連携を強化し、地域福祉の推進体制を強化します。

基本目標 4

地域で安心して暮ら せるまちづくり

本町に暮らす誰もが地域で安心して暮らしていくため、互いに人格と個性を尊重しあい、思いやりを持って暮らすことができる社会を目指します。

地域における防犯活動を強化するとともに高齢者が免許を返納しても安心して地域で暮らせるよう、生活環境を整えます。

また、全国的に相次ぐ異常気象に伴う大規模災害を受け、津波対策をはじめとする防災対策や、災害時や緊急時の地域における支援体制の強化を図ります。

3 施策の体系

基本目標1
ともに支えあう、住民参加による
福祉のまちづくり

① 啓発・広報活動の充実

② 福祉学習・教育の推進

③ 交流活動の推進

基本目標2
だれもが安心して利用できる
サービスの提供

① 情報を届ける仕組みの充実

② 相談支援体制の充実

③ 適切な福祉サービスの提供と質の向上

④ 社会福祉協議会の適正な運営とサービスの提供

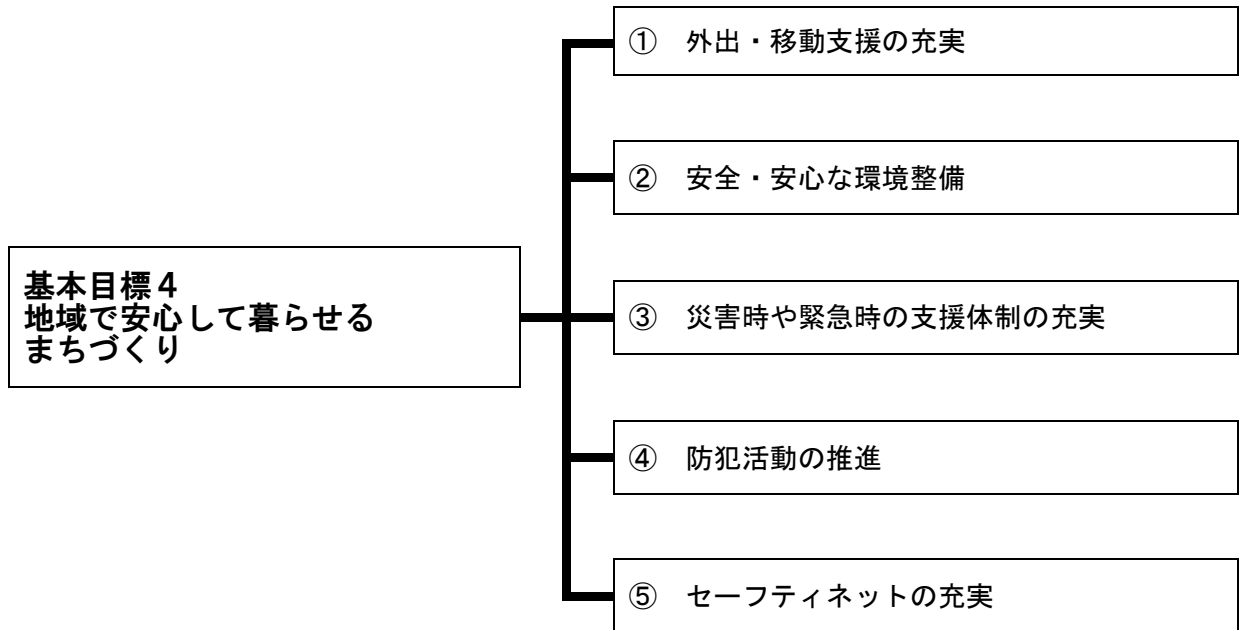
基本目標3
地域福祉推進のための体制の強化

① 地域福祉活動の推進と見守り体制の強化

② 地域福祉の担い手の育成

③ 関係団体・機関との連携強化

④ 福祉サービスの利用援助・権利擁護



第3章 施策の展開

本章では、基本理念「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」の実現に向け、基本目標ごとに施策の方向を定め、具体的な取組について展開します。

地域福祉を推進するためには、住民、地域、事業所等や町・社会福祉協議会の協働による推進が重要です。

そのため、本章では自助（住民自身の努力）・共助（地域住民や関係団体、地域にある事業所や店舗等による助けあい）として「住民・地域の取組」、公助（町や社会福祉協議会、民間福祉サービス事業所等による公的サービスの提供）として「町や社会福祉協議会の取組」を整理します。

基本目標1 ともに支えあう、住民参加による福祉のまちづくり

（1）啓発・広報活動の充実

【現状と課題】

近年、高齢者や障害のある人に対する理解は、深まってきています。国連の「障害者の権利に関する条約」の一環として、障害の有無により分け隔てられることが無く、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成25年6月に、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されています。

今後、高齢化がますます進み、今までは福祉と関わりがなかった町民や家族の中で支援を必要とする人が増加してくる可能性も高まっています。

このため地域福祉への理解と参加を得るために、啓発・広報活動を継続して行います。

【施策の方向】

助けあい、支えあいの意識を高めるため、多様な媒体やイベント等の機会を通じて、地域福祉に関わる意識啓発や広報活動を進めます。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	広報よしだなどを活用した意識啓発、広報活動	広報よしだなど、多様な媒体を活用し、地域福祉に関する取組事例の紹介や意識啓発、広報活動を行う。	福祉課
2	社協だよりなどを活用した啓発、広報活動	社協だより、センターだより、ホームページなどを通じて、福祉に関するお知らせ活動の情報提供を行う。	社会福祉協議会
3	情報社会に対応した検索で調べられる情報提供【新規】	広報など従来の紙ベースでの情報提供に加え、最近では一般に普及しているスマートフォンを使って検索している人が多く見られる。 このことから、情報時代に対応した福祉情報や各種サービス、相談などへの対応を行い、検索で出やすい情報の検討を行い、利便性を向上する。	関係各課 社会福祉協議会
4	福祉意識の啓発	「吉田町民福祉の日」に開催する「ふれあい広場」の機会を捉え、意識啓発を行う。また地域福祉に関する講演会や講座、上映会等を開催し住民参加の必要性について啓発を行う。	福祉課 社会福祉協議会
5	人権啓発事業の推進	人権教育に関する講演会の開催や人権啓発パンフレットの作成、配布を通じて、差別のない社会の実現を図る。	福祉課 生涯学習課 町民課 社会福祉協議会
6	公民館や自治会館を活用した人権課題に対する理解と啓発	講座や各種サークル活動を通じて、教養・文化の向上や地域内外の住民の交流を図るとともに、仲間づくりと連帯感や協調性を高め、人権課題に対する理解を促進する。	福祉課 社会福祉協議会
7	男女共同参画の推進	固定的な役割意識を解消し、性別にかかわらず、地域活動、育児、介護、さらに行政運営や政策・方針決定の場などあらゆる分野に参画していく男女共同参画社会の視点に立った地域福祉の推進を図る。	企画課
8	ボランティアセンターの運営	福祉活動に関心のある人が参加しやすく、かつ活動しやすいよう相談支援体制を図る。(相談援助、登録制度、情報提供、ボランティア保険制度案内等)	社会福祉協議会
9	共同募金運動	共同募金運動を実施し、助けあいの精神や必要性について啓発を行う。	社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 日ごろから、福祉に関する情報を意識しましょう。
- 地域には様々な人が住んでいることを理解し、お互いの人権を尊重しましょう。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。
- スマートフォンを活用して、町の情報や相談窓口などをお気に入りに入れて、すぐに調べて相談・連絡できるようにしましょう。
- 日ごろから隣近所の人達とあいさつするなど顔見知りになり、地区や生活する上で困ったことなどは、組長や地域の民生委員児童委員などに気軽に相談できるよう、誰が担当なのかを知りましょう。

(2) 福祉学習・教育の推進

【現状と課題】

地域福祉活動を推進するためには、子どもたちからの福祉学習・教育が重要です。本町では、小中学校において福祉学習・教育を行い、思いやりのところや支えあい意識を高めるために、高齢者施設や障害のある人との交流や体験活動が行われています。

一方、アンケートの自由意見によると近年では、ルールやマナーを守らない高齢者の増加や子育てで忙しい若い人たちに役員などを押しつけるといった意見も見られます。相互理解の下、全ての世代において福祉学習・教育が重要となっています。

【施策の方向】

子どもたちから、福祉のこころを育むため、小中学校における福祉学習や体験活動を推進します。

高齢者の閉じこもりによる認知症の発症や運動不足による介護の発症や進行を防ぐ必要があります。このため、「吉田町シニアカレッジ」などの講座に福祉や各種ボランティア活動、新たな福祉情報の提供を行い、受講者のみならず近所の人達も巻き込んで高齢者の福祉の担い手づくりの養成も行っていきます。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	小中学生の福祉体験活動	児童・生徒に対して、福祉のこころを育むため、夏休み等を利用した福祉施設でのボランティア体験等の福祉体験活動を実施する。	生涯学習課 社会福祉協議会
2	福祉出前講座	住民、児童等に対する福祉の啓発を目的として、地域や学校での出前講座を開催する。各学校総合的な学習の時間や、高齢者や障害者施設などへの訪問や高齢者疑似体験などにより福祉の必要性を伝える。	社会福祉協議会
3	小中学校における福祉学習の推進	小中学校において、社会福祉協議会や福祉関連事業所等と連携しながら、福祉施設への訪問や、福祉疑似体験を通して、福祉への関心を高める。	生涯学習課

	施 策	内 容	主な担当
4	吉田町シニアカレッジ（2年制）での福祉学習の推進	吉田町シニアカレッジ等のカリキュラムの中で、福祉意識の醸成、仲間づくり、地域でのボランティア活動など生きがいづくり、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者、障害のある人、自分たちの経験を生かして地域での子育て支援など多方面に活躍できる人材育成に取り組む。	生涯学習課
5	子ども認知症サポーターの養成	町内の小学校で、子ども認知症サポーターの養成を実施し、認知症への理解を促進する。	福祉課
6	福祉教育活動支援	子どもたちに思いやりや優しい心を理解してもらうため、町内の学校に対して福祉教育活動への支援を行う。	社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 家庭や地域で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家族で参加しましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。
- 子どもたちが学んできた福祉教育などを聞いて、近所で困った人がいたら手を差し伸べるようにしましょう。
- 地域で福祉体験等の機会があれば、積極的に参加しましょう。
- 福祉活動に興味を持ち自分ができる小さなボランティア活動に参加しましょう。

(3) 交流活動の推進

【現状と課題】

交流活動を通じて、お互いを理解し合う気持ちを育むことができます。

本町では、吉田町障害者自立支援施設「あつまりーナ」（以下「あつまりーナ」という。）や中央児童館、吉田町健康福祉センター「はあとふる」（以下「はあとふる」という。）などの福祉施設が集中しており、施設を活かしながら、多世代交流や障害のある人との交流できる機会をより一層充実していく必要があります。

また、地域においては、地域教育推進協議会やサロン活動等が行われており、こうした地域における交流活動の充実が大切です。

【施策の方向】

子どもや高齢者、障害のある人、地域の人がお互いの理解を深めるため、交流できる場の確保や活動を支援します。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	地域教育推進事業による交流促進	地域教育推進事業による地域の大人が地域の子どもの育む意義を広めるとともに、地域における子どもたちの様々な体験を通じたふれあいの充実を図る。 また、事業に参加する地域のボランティアによる自主的な活動を支援する。	生涯学習課
2	高齢者や障害のある人との交流機会の充実	健康福祉センターやあつまりーナを活用しながら障害、年代を問わず、地域住民や関係団体等との交流の機会を設ける。	福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 交流の機会に積極的に参加しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 地域教育推進事業や交流の機会等にボランティアとして参加しましょう。

基本目標2 だれもが安心して利用できるサービスの提供

(1) 情報を届ける仕組みの充実

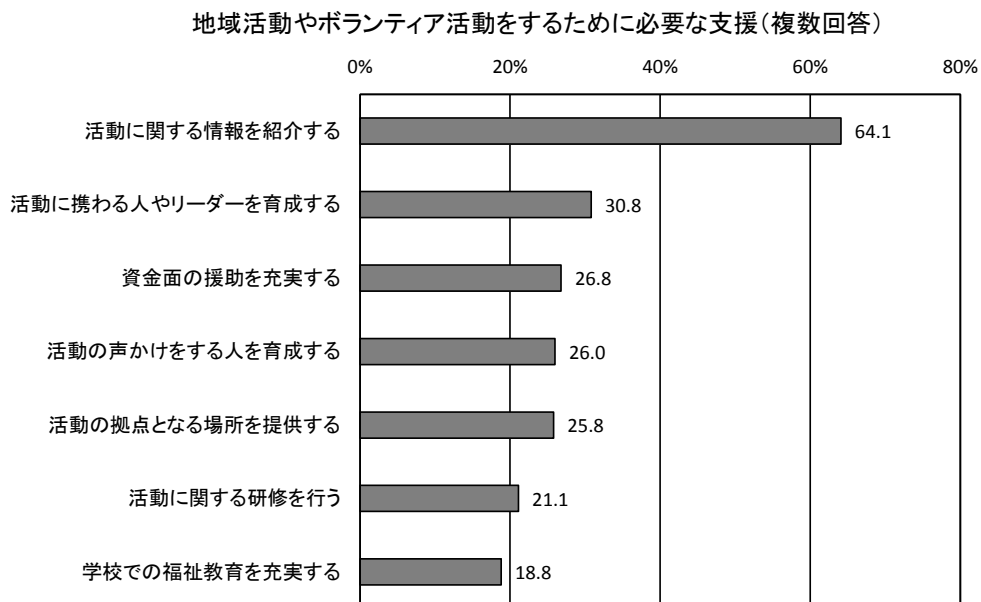
【現状と課題】

近年、高齢者や障害のある人に関わる法律や制度が大きく変わる中で、福祉サービスに係る情報提供は特に重要となっています。高齢者や障害のある人、子育て中の家庭等、支援を必要とする人に適切に情報が周知できるよう、本町では、広報よしだやホームページ、社協だより（社会福祉協議会）、FM島田等、様々な機会や媒体を通じた情報提供を行っていますが、引き続き、積極的な情報提供を行っていくことが求められます。

町や社会福祉協議会では、福祉に関する多様な支援事業や体制が整備されてきています。しかし、情報の受け手となる支援を必要とする人に、なかなか届いていないのが現状です。特に、子育て中の母親等の孤立（閉じこもり）や、母子家庭等など支援を必要とする人が手厚いサービスを知らない（情報が入ってこない）こともあります。

【施策の方向】

支援を必要とする人に適切に情報が届くよう、役場内における窓口案内の充実を図るとともに、様々な媒体を活用し情報提供を行います。



資料：平成28年度吉田町地域福祉に関するアンケート調査結果

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	福祉に関わる情報提供の充実	広報よしだやホームページ、社協だより、FM島田等、様々な媒体を活用し、福祉に関わる情報を発信する。	福祉課 社会福祉協議会
2	SNS を活用した情報提供の実施【新規】	<p>広報以外に、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用し、支援を必要とする人に届く情報提供の実施。</p> <p>スマートフォンの普及により、子どもや若い人、子育て中の保護者から高齢者まで、従来には無かった情報通信機器を使う機会を得ている今日、休みが取れずに役場に行けない人や電話や対面では話ができない人などに対して、SNS を活用した情報提供を検討する。</p> <p>特に、子どものいじめや、子育ての悩み、あるいは心の問題（うつや自殺）、介護相談など、直接では話しにくいことや、話せない人も多く、気軽に相談しやすいSNS がそれぞれ持っているメッセージなどを利用して相談支援体制の構築に向けて取り組む。</p>	福祉課 こども未来課 健康づくり課 学校教育課

【住民・地域の取組】

○ 自ら情報を取得するようにしましょう。

○ 情報を取得するために、いろいろな手段を活用しましょう。

○ 吉田町が発信しているニュースアプリ「よしポケ NEWS」を登録することで、「イベント開催日時」・「休日当番医」・「緊急災害情報」など多様な情報を発信・提供していることから、積極的に登録し地域情報に関心を持ちましょう。

URL:<http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/3943.htm>

○ 困ったらスマートフォンなどの電子機器で「吉田町 子育て 悩み」「吉田町 生活支援」などと検索するくせをつけましょう。



(2) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

本町では、地域の身近な相談窓口として、民生委員児童委員をはじめ、障害者相談員、家庭相談員や地域包括支援センターなどがありますが、普段関わりのない方には知られていないため、多様な機会を通じて相談窓口の周知を図っていく必要があります。

また、高齢、障害、子育て、いじめやうつなどの悩み、貧困問題等、問題が複雑・多様化する場合があります、関係機関との連携を図り相談体制を強化することが求められています。

さらに、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行されており、虐待防止や権利擁護に対する支援体制を強化していくことが大切ですが、なかなか一般に認知されていないことから、これらの内容も含めた周知や相談先の認知度向上が必要です。

災害発生時の避難行動要支援者情報などについては、生命に関わる問題から情報公開や共有が以前に比べできるようになってきていますが、貧困問題やひとり親家庭などの情報については、個人情報保護の関係から相互に連携がとれない（情報が入ってこない）事などから、支援を必要とする家庭の生活環境が悪化する可能性があります。

学校側ではある程度把握していても、民生委員児童委員や母子寡婦福祉会などに情報が入ってこない事などから支援の手が届けられないことや、本人が拒否する場合などがあり難しい問題でもあります。

貧困問題は、子どもの虐待や不登校などにも影響する可能性があることから、手遅れになる前に、学校、行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員等との情報共有による連携が必要となっています。

【施策の方向】

相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携により相談支援体制の強化を図ります。

また、一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	ワンストップ相談窓口の体制整備【新規】	そこに行けば、多くの問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口の周知啓発を図る。(役場窓口・社会福祉協議会窓口等) 職員に取り次ぐサポーターの配置や外国人に対応した案内を行うなど、窓口案内の充実を図る。福祉に関する相談をはじめ、あらゆる相談に迅速・丁寧に応じる。 各課や場所をたらい回しにされることなく、専門職員が相談窓口に出向くなど、相談者の目線に立った助言や手続きなどを行う。 必要に応じ、社会福祉協議会や福祉関連事業所等の関係機関と連携し、相談体制の強化を図る。	福祉課 関係各課 各関係団体
2	民生委員児童委員の活動の充実と連携	住民の福祉増進を図る民生委員児童委員協議会活動の充実を図る。 身近な相談役である民生委員児童委員と連携し、福祉ニーズの把握に努め、迅速かつ適正な対応を図る。	福祉課 社会福祉協議会
3	民生委員児童委員の広報・周知活動	広報よしだやホームページ、社協だより、FM島田、イベントの機会等、様々な媒体を通じて、身近な相談者である民生委員児童委員に関する周知を図る。	福祉課 社会福祉協議会
4	自治会・町内会（隣組）との連携	住民組織と連携をとり、認知症（徘徊）、虐待（高齢者・子ども）の早期発見、早期保護等地域を基盤とした協力関係の強化に努める。	福祉課 社会福祉協議会
5	各種活動団体のネットワーク構築	町内や広域での福祉サービスに携わっている組織や活動団体とネットワークを深めることにより、それぞれの活動の充実を図る。 また、法改正等に伴う新制度や新たなサービスの取組などについても連絡を行い、即応できる体制づくりを強化する。 (自治会連合会、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉会、さわやかクラブ連合会、女性団体連絡協議会、ボランティア連絡協議会等)	福祉課 社会福祉協議会
6	活動団体の運営支援	活動団体の活動補助を行うほか、共同募金を地域活動に活用する。	社会福祉協議会
7	障害者相談員の配置	障害のある人やその保護者の将来への不安の軽減を目的に、社会参加や自立に向けて適切な指導相談を行う。	福祉課

	施 策	内 容	主な担当
8	要支援者・要保護児童など関係機関との連携による早期の対応【新規】	ひとり親家庭や貧困家庭などにおいて、子育てや教育などに支障が出ている子に対する問題が確認されたら、相互に連携を図り保護できるように努める。 健診などで虐待が疑われる子どもを発見したら、関係機関が連携し早めの保護を行い、子どもの安全を確保する。	福祉課 健康づくり課 こども未来課 社会福祉協議会 学校教育課 牧之原警察署 児童相談所
9	虐待防止事業の充実	児童、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のため関係機関と連携し、早期発見、早期解決に努める。	福祉課 健康づくり課 こども未来課 学校教育課
10	権利擁護事業の充実	成年後見制度及び日常生活自立支援事業に関する周知を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、利用促進を図る。	福祉課

【住民・地域の取組】

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 自分の地域の民生委員児童委員を確認しましょう。
- 身近に困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。
- 虐待の可能性のある家庭を発見した場合は町や民生委員児童委員に通報しましょう。

(3) 適切な福祉サービスの提供と質の向上

【現状と課題】

本町では、ひとり親家庭や生活保護世帯など支援を必要とする人が多くなってきており、引き続き、地域で自立した生活を送れるよう、必要な人に必要なサービスを提供していくことが求められます。必要に応じて、サービスの見直しを行い、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにしていくことが大切です。

一方、本当に支援を必要とする人がサービスを受けられない例や、支援が必要と思われない人が支援を受けているなど逆転現象もあることから、民生委員児童委員をはじめ、地域の状況がわかる人と連携し、自立支援に向けた就労などを指導していくことや、支援を必要とする人の把握なども必要です。

高齢化に伴う認知症や障害のある人のひとり暮らしの増加なども見られることから、成年後見制度などのあっせんを行い、財産の適正な管理や振り込め詐欺や悪質訪問など、生活弱者を狙う人から身を守るなどの取組が急務となっています。

また、より良いサービス提供を行うために、研修等を通じて、職員の資質の向上を図り、サービス提供の充実に努める必要があります。

【施策の方向】

支援を必要とする人が、適切に福祉サービスを受けられるよう、内容の見直し等を行うとともに、サービスの質の向上に努めます。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	福祉サービスの適切な提供	各種福祉サービスが、支援を必要とする人に適切に届くよう、内容の見直し等を行う。また、支援が必要な人のライフステージに応じて、切れ目のない支援を行う。	福祉課
2	福祉に関わる職員の資質の向上	福祉に関わる職員に対する研修や講習会等への参加促進を行い、福祉サービスを提供する職員の資質の向上に努める。	福祉課 社会福祉協議会
3	サービスの質の向上	実務者会議等を通じて、困難事例やサービスに対するニーズ等について、情報を共有しサービスの質の向上に努める。	福祉課
4	買物弱者を支援するための協議体の運営	協議体の設置及び運営により、生活支援コーディネーターの組織的な補完、ニーズの把握を行い更なる拡充を図る。	福祉課

	施 策	内 容	主な担当
5	心配ごと相談	多様な生活課題を受け止められる体制づくりに努める。	社会福祉協議会
6	車いす、リフト付車両の貸出	介護負担の軽減を図り、在宅福祉を推進するための貸出事業を行う。	社会福祉協議会
7	ひとり暮らし高齢者の見守り	安否確認や緊急時の対応につなげるための事業を行い、暮らしの安全を支える。	福祉課 社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 自分に合った福祉サービスを適切に活用しながら、いきいきとした日々を暮らしましょう。
- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をしましょう。



（４）社会福祉協議会の健全な運営とサービスの提供

【現状と課題】

地域の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（平成 12 年 6 月に改正・施行された「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

次々と発生する福祉課題や、新たな制度に的確に対応し、福祉サービスの切れ目のない支援を行っていくために、行政等とも連携して地域の福祉サービスの向上に努めていく必要があります。

このほか、自主財源となる運営のための事業を受注していくことも重要です。

【施策の方向】

行政と連携し、住民の福祉向上のために必要とされる施策の展開に協力し、地域住民にとって必要とされる社会福祉協議会となることに努めます。

また、サービス事業所としての機能もあることから、持続可能な経営に努めていきます。組織運営並びに経営基盤を強化し、計画的かつ、継続的に事業を遂行します。

【社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	施設管理事業	地域活動や健康増進を行う拠点となる施設の管理運営を行い、住民の福祉向上を図る。 ・健康福祉センターの管理運営 ・老人福祉センターの管理運営	社会福祉協議会
2	地域包括支援センター事業	介護・保健・福祉の3つの専門職がチームとなり、高齢者の総合的なサービスを行うよう努める。 ・総合相談・支援事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・権利擁護事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	社会福祉協議会
3	地域支援事業	在宅の高齢者の健康増進、閉じこもり予防を図る事業の実施と介護者の負担軽減を図る事業の実施	社会福祉協議会
4	予防サービス	介護予防サービス、障害福祉サービスを実施し、様々な顧客への対応を図り、質の高い福祉サービスの提供に努める。	社会福祉協議会

	施 策	内 容	主な担当
5	介護保険事業	質の高いサービス提供に努めるとともに効率的な事業運営に努める。 ・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業	社会福祉協議会
6	経営基盤の強化	組織運営並びに経営基盤を強化し、計画的かつ継続的に事業を遂行する。	社会福祉協議会
7	協働関係の促進	ネットワークを構築し、関係機関等と協働して地域福祉の充実を図る。	社会福祉協議会
8	組織体制の強化	理事会、評議委員会等執行体制を基に組織運営を体系化し地域に必要となる社会福祉協議会の構築に努める。 会員制度の充実を図り、住民参加型の地域福祉活動を展開する。	社会福祉協議会
9	自主財源の確保	社会福祉協議会会費や共同募金配分金の確保のほか、介護保険事業収益の増大に努め、財源基盤の強化を図る。	社会福祉協議会
10	委託事業の積極的な受託と体制強化	高齢化や貧困化など、制度改革が進められる中、法制度に即した事業の見直しや、住民ニーズに対応した事業の実施に努める。	社会福祉協議会
11	社協だより、センターだより、ホームページによる情報提供	福祉への関心を深めてもらうほか、社会福祉協議会への理解と認知度向上を図るために、積極的な情報発信に努める。	社会福祉協議会
12	共同募金運動の推進	共同募金運動を実施し、助け合いの精神や必要性について啓発を行う。	社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 社会福祉協議会（社協）の活動を知り、困ったときには相談するようにしましょう。
- 社会福祉協議会が行っている福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 必要に応じ福祉サービスを利用し、地域で安心して暮らせるようにしましょう。

基本目標3 地域福祉推進のための体制の強化

(1) 地域福祉活動の推進と見守り体制の強化

【現状と課題】

本町では、転入者が毎年 1,000 人以上いる中で、隣組の常会等、地域活動への参加者が減少しており、近隣関係の希薄化が進んでいます。地域での見守り等については、隣近所、地域の協力が不可欠であり、日ごろの近所づきあいや地域活動を充実していくことが大切です。

一方、地域での交流会の減少、個人情報保護法等により、地域で支援が必要な人（認知症の高齢者、障害のある人、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭で生活や子育てが困難な方、学習支援が必要な子など）の情報が地域でも得にくく、関係機関での情報の共有が困難となり、発見が難しいことがあります。

隣近所の繋がりの希薄化は、孤立を招く恐れがあるとともにより振り込め詐欺や問題商法（マルチ商法、点検商法、キャッチセールス等）への被害を増加させる恐れも出てきます。

今後は、地域の要配慮者の把握や支援、見守りなど、自治会や隣組で見守る体制づくりを強化する必要があります。

【施策の方向】

地域での助けあい、支えあいを進めていくため、日ごろからの近所づきあいや地域活動の充実を図り、見守り体制の強化に努めます。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	自治会活動の推進	自治会等の地域組織や団体の活動を支援し、地域活動の活性化に取り組む。	総務課
2	コミュニティ施設の整備・充実	コミュニティ活動の拠点となる地区集会所の整備を支援し、コミュニティ活動の活性化を図る。	生涯学習課 企画課
3	吉田町笑顔いっぱい運動	黄色ベストを着用し、児童・生徒の登下校時間帯に通学路や交差点に立ち、あいさつや声かけ等をしながら子どもたちを見守る。 また、小中学校と連携し、地域の大人と子どもたちが関わる場を設ける。	生涯学習課

	施 策	内 容	主な担当
4	(高齢者)見守りネットワーク事業の充実	民生委員児童委員協議会、自治会連合会、社会福祉協議会、さわやかクラブ、シルバー人材センターなどの関係団体、新聞、郵便、電気、ガス、水道、宅配などの事業所、福祉サービス事業所、医療機関、消防署や警察署などの関係機関と行政が協力・連携し、日常生活や業務中において、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等の見守りを行う体制を強化する。	福祉課
5	ホームレス実態調査の実施	河川、道路等を起居の場所として、日常生活を営んでいる人について適切な支援が行えるよう、実態の把握を行う。	福祉課

【住民・地域の取組】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょ。
- 自治会、隣組に参加しましょ。
- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょ。
- 地域活動に積極的に参加しましょ。

(2) 地域福祉の担い手の育成

【現状と課題】

団塊の世代が定年となり、地域との関わりができる人が増加することが予測されます。こうした人は地域福祉の担い手として期待できるため、ボランティア活動等への参加を促すことが大切です。ボランティアを必要とする人や内容、ボランティア団体に関する情報等、社会福祉協議会と連携し、具体的な情報を発信していく必要があります。

このほか、高齢者が介護を必要とせず、健康に過ごせるようにするためには、高齢者の一人ひとりが健康や生きがいに関心を持ち、趣味活動や地域のまちづくり活動などに参加していくことが、介護予防や認知症予防に繋がることから、閉じこもりを防止するように、社会参加できる場の確保や地域での声かけなども重要となります。

【施策の方向】

各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成していきます。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行います。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施策	内容	主な担当
1	手話奉仕員の養成	聴覚障害のある人への理解を広め、手話奉仕員を養成するため、手話講座に関する周知を行いながら開催する。	福祉課
2	ボランティア活動に対する支援	ボランティアに関する情報提供や支援を必要とする人とボランティアとのコーディネート等、ボランティア活動に対する支援を行う。 ボランティアコーディネーターの育成やボランティアセンターの強化を図る。 ボランティア活動促進のための制度づくり	福祉課 社会福祉協議会
3	いきいきボランティア倶楽部（生涯現役人材バンク）の活用【新規】	高齢者が生きがいを持って働くまたは、ボランティア活動が行えるように支援する。（平成27年より実施）	福祉課
4	社会活動や趣味活動への参加【新規】	退職後の高齢者が、家に閉じこもることがないように、多様な講座や交流・学習等の機会を提供していく。	生涯学習課
5	生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）の設置【新規】	第1層活動圏域（吉田町全域）において、住民主体の生活支援等サービス、助けあいの仕組みづくりの推進役となる生活支援コーディネーターを配置し、支えあい助けあい活動に取り組む。	福祉課 社会福祉協議会

	施 策	内 容	主な担当
6	(生活支援) 協議体の運営【新規】	生活支援コーディネーターの活動をサポートし、互助を中心とした地域づくりを住民主体で進める協議体の運営に努める。	福祉課 社会福祉協議会
7	地域福祉活動の担い手育成【新規】	協議体と連携し、人材の発掘・育成に取り組み地域福祉活動を推進する。 新たな担い手の養成講座、学習会等の場を設け育成に努める。	社会福祉協議会
8	地域教育推進事業やサロン活動を通じた地域福祉の担い手の育成	地域教育推進事業やサロン活動等へのボランティアによる参加を促す。また、活動している人に対し、自主的な運営ができるよう支援を行う。	福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。



(3) 関係団体・機関との連携強化

【現状と課題】

本町では、当事者団体をはじめ様々な地域福祉に関わる団体が活動しています。また、第1期計画期間中に、あつまりーナの整備など施設整備についても実施し、特別支援学校が開校されるなど、身近な場所で障害のある子どもを支援する環境や、交流が生まれています。福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが大切です。

【施策の方向】

地域福祉に関わるニーズや問題を把握し、解決していくために、地域で活動している当事者団体や関係機関等の連携を強化します。

また、施設を整備する際には、住民の意見を幅広く伺うとともに、町内だけでなく近隣市町を含めた広域的な視点で検討していきます。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	ワンストップ相談窓口《再掲》	そこに行けば、多くの問題や悩み事が相談できるワンストップ相談窓口の周知啓発を図る。(役場窓口・社会福祉協議会窓口等) 職員に取り次ぐサポーターの配置や外国人に対応した案内を行うなど、窓口案内の充実を図る。 福祉に関する相談をはじめ、あらゆる相談に迅速・丁寧に応じる。 各課や場所をたらい回しにされることなく、専門職員が相談窓口に出向くなど、相談者の目線に立った助言や手続きなどを行う。 必要に応じ、社会福祉協議会や福祉関連事業所等の関係機関と連携し、相談体制の強化を図る。	福祉課 関係各課 各関係団体
2	窓口での当事者団体の紹介	当事者団体等への加入促進のため、窓口にて活動の紹介を行う。	福祉課 社会福祉協議会
3	圏域等広域な視点による施設整備の推進	子ども、高齢者、障害のある人に関する施設整備については、町内だけでなく福祉圏域内で連携し、施設の整備検討を行う。	福祉課 こども未来課

	施 策	内 容	主な担当
4	当事者団体への支援	当事者団体の活動に対する必要な支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
5	生活支援ニーズの把握【新規】	住民の生活支援ニーズを把握することで、今後どのような福祉サービスが必要か確認する。 生活支援コーディネーターと協議体が協働で地域アセスメントを実施し生活支援ニーズの把握に努める。	福祉課 社会福祉協議会
6	(生活支援) 協議体の運営【新規】	地域における生活支援サービス、助けあいの仕組みを充実するため、生活支援コーディネーターを補佐し、助けあい活動を創出するための協議体が円滑に活動できるようにするための事務局を運営する。	福祉課 社会福祉協議会
7	在宅医療・介護連携推進会議への参画【新規】	介護を必要とする人が安心して地域で生活できるよう、地域にある医療機関や介護関係者との連携会議に参加し、医療・介護等関係機関の連携を図る。	福祉課 社会福祉協議会 健康づくり課
8	自立支援協議会【新規】	関係機関が連携することで、地域の障害のある人等への支援体制に関する情報共有並びに体制整備を行い、障がいのある人の自立を支援するための協議会を設置する。	福祉課 社会福祉協議会
9	ボランティア連絡会	ボランティアグループ間の横の連携を密にするため定期的にグループ代表者が集まり情報交換やケース検討を行う。	社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 各種機関や関係団体などとの連携を強めるなど、団体活動を充実しましょう。
- 積極的に福祉施設を活用しましょう。



（４）福祉サービスの利用援助・権利擁護

【現状と課題】

本町においても、認知症高齢者の増加や知的障害のある人の高齢化やひとり暮らしの人が年々増加しています。高齢者や判断能力が減少している人は、振り込め詐欺や悪質訪問販売（サービス）等を被りやすくなります。

町や社会福祉協議会においては、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護のための相談やサービスを実施していますが、実際自分や身内がその立場を経験しないと理解しにくい状況にあり、普及啓発が求められています。

【施策の方向】

認知症高齢者や知的障害のある人の中には、財産管理や日常生活で生じる契約などの判断が求められる行為ができない人や契約等において不利益を被る人がいます。

このような人たちの権利を守り、利用援助を行うために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、判断能力の不十分な人たちの支援を行います。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	権利擁護事業の充実 《再掲》	成年後見制度及び日常生活自立支援事業に関する周知を図るとともに、社会福祉協議会と連携し、利用促進を図る。	福祉課
2	日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安がある人に福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援等を利用者と契約し実施する。	社会福祉協議会
3	成年後見制度の普及啓発	成年後見制度の普及啓発を行うと共に、制度を必要とする方やその身内との相談援助を行う。	福祉課 社会福祉協議会
4	成年後見制度における市民後見人の育成 【新規】	判断能力が十分でない人の生活を住民目線で支援し、ボランティアで成年後見活動を行う「市民後見人」の育成に向けて、近隣市町と連携し育成体制を行う。	福祉課 社会福祉協議会
5	法人後見の検討 【新規】	社会福祉協議会が後見人となる法人後見の可能性について検討を行う。	社会福祉協議会

	施 策	内 容	主な担当
6	障害者相談支援事業（基本相談・一般的な相談）の機能強化【新規】	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに権利擁護のために必要な援助を行う。また、自立支援協議会への参加と運営を推進し、個別事例の検討等を通じて関係機関との連携を図り、社会資源の開発・改善等に努める。	福祉課

【住民・地域の取組】

- 本人、身内で、認知症やその家族、知的障害のある人などの財産管理が不安な方がいたら、早めに町や社会福祉協議会に相談しましょう。
- 判断能力に不安がある場合、日常生活自立支援事業等のサービスを受けましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する権利擁護や利用援助等の講演会に参加し、将来の不安に対応できるようにしましょう。
- 町が募集する市民後見人制度講習会等に積極的に参加し、地域で活躍できる人材となりましょう。



基本目標4 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) 外出・移動支援の充実

【現状と課題】

本町では、平成23年度から高齢者移動支援事業としてボランティアによる移動支援を行うなど、外出・移動支援の充実を図っています。

今後、高齢化率が上昇していく中、外出や移動が困難な人が増加することが考えられ、引き続き、外出・移動手段等に関する支援を行う必要があります。

特にここ数年で、全国的に高齢者の認知症、判断能力や身体能力の現象に伴う暴走運転行為で悲惨な事故が多発していることから、免許返納への働きかけや、免許返納後も安心して地域で生活できるようにするための制度やサービスについて検討を行う必要があります。

一部で実施している福祉有償運送を全域に広げられるよう、運転ボランティアの育成や研修も含めて拡大の可能性について検討を行います。

【施策の方向】

高齢者の増加等、外出や移動が困難な人が増えることが予測されるため、引き続き、外出支援を行います。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	高齢者に対する移動支援	自力で外出することが困難となった高齢者に対し、ボランティアによる目的地への送迎を行う。	福祉課 社会福祉協議会
2	身体障害のある人に対する移動支援	障害のある人の利便性の向上と社会参加を促進するため、タクシー料金の一部助成を行う。	福祉課
3	生活交通の確保対策	住民の通勤、通学、通院など、日常生活の足として欠くことのできない公共交通について、事業者との連携により利便性の向上や、バス路線の維持を図る。	企画課

	施 策	内 容	主な担当
4	福祉有償運送制度の検討 【新規】	今後ますます増加が予測される高齢者の免許証返納者が、安心して地域で暮らせる環境を維持するため、国が定める自家用福祉有償運送制度について、退職後の元気な高齢者が生きがい対策としても活用できるように NPO 法人等で対応が可能か検討を行う。 (例：静岡市、富士市、京丹後市等)	福祉課
5	日中使用されていない送迎車両の活用の可能性についての検討【新規】	送迎のみ利用して、昼間は使用されていないデイサービス送迎車などを利用し、病院や店舗、公共施設などを巡回できる可能性があるか検討を行う。 (例：スクールバスの運用、広島県神石高原町、広島県三原市、福祉バスをコミュニティバスへ用途変更：兵庫県養父市、企業保有の送迎バスの活用：愛知県豊田市、千葉県我孫子市、船橋市等)	福祉課

【住民・地域の取組】

- 運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。
- 障害者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。
- 運転ボランティア等、自分ができることがあれば講習会等に参加しましょう。



(2) 安全・安心な環境整備

【現状と課題】

本町では、高齢者や障害のある人等が利用しやすいように、公共施設のバリアフリー化を進めてきました。今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行う必要があります。

【施策の方向】

誰もが利用しやすい公共施設、道路や歩行空間とするため、バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設等の整備を行います。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	身近な場所での居場所づくり【新規】	ひとり暮らし高齢者(日中ひとり暮らしも含む)や障害のある人、子育て中の母親、共働き世帯の増加に伴い一人や兄弟で留守番する子どもなどが身近な場所で安心して集える居場所づくりを行う。 使われていない公民館や自治会館の空き時間の利用もしくは空き家を借りた居場所づくりなどについて検討を行う。地域の担い手による管理運営を行う。	福祉課 社会福祉協議会
2	見守りボランティアの育成	地域で高齢者・障害のある人等要援護者への支援として、見守り、声かけ等の活動協力を行う見守りボランティアを育成する。	福祉課 社会福祉協議会
3	公共施設のバリアフリー化	誰でも利用しやすい公共施設をめざすため、既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。	関係各課
4	ユニバーサルデザインの普及	住民に向けユニバーサルデザインの普及・啓発を図る。	企画課
5	交通安全対策の充実	交通事故に関する相談窓口の充実を図り、被害者への適切なアドバイスや事故多発箇所の迅速な把握と的確な処置・対応に努める。	防災課
6	高齢者に対する交通安全教室	町内の老人クラブ等を対象に高齢者の交通安全教室を開催し、地域全体で交通安全に対する意識の高揚を図る。	防災課

	施 策	内 容	主な担当
7	通学路の整備	歩行者の安全を確保するため、通学路やスクールゾーンを重点的に、歩道の設置や路側帯の整備を推進する。	建設課
8	道路環境の整備	交通弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人だけでなく、誰もが安心して道路を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、安全施設などの設置を推進する。	建設課

【住民・地域の取組】

- 不便な場所や危険な場所を自治会や町に知らせましょう。
- 地域の危険な箇所をみんなで確認しましょう。
- 見通しが悪く事故が起きやすい場所へのカーブミラーの設置や、夜暗い場所などを地域で確認し、自治会に連絡しましょう。



(3) 災害時や緊急時の支援体制の充実

【現状と課題】

全国的に相次いでいる地震や火山噴火、地球温暖化による局地的かつ長時間続く大規模風水害により、防災に関する意識は高まっており、本町においても津波対策をはじめとする防災対策の強化が重要となっています。

震災や水害等の被災を想定し、地域での支援体制の強化を図る必要があります。

また、災害時や緊急時の支援体制を強化するために、日頃から避難行動要支援者個別計画への登録や救急医療情報キットの配布、救急連絡カード配布事業等の周知を図ることが大切です。

一人ひとりの防災への備えと共に、地域住民を巻き込んだ避難訓練の充実が必要であり、体制整備を進める必要があります。

【施策の方向】

災害時や緊急時には、地域の支えあいが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での防災体制の強化を図ります。また、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	要配慮者避難支援計画の作成	災害時において、迅速かつ的確に要配慮者を支援するため、要配慮者避難支援計画を作成する。	福祉課 防災課
2	避難行動要支援者名簿の整備	要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者名簿を作成する。	福祉課 防災課
3	避難行動要支援者個別計画の登録の促進及び周知	避難行動要支援者個別計画への登録を促進するため、事業の周知を図る。	福祉課 防災課
4	救急医療情報キットの配布	ひとり暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため、医療機関名、治療状況及び緊急連絡先などの医療情報を冷蔵庫に保管するためのキットを配布する。	福祉課
5	救急連絡カードの配布	高齢者等に対し、緊急時に迅速かつ的確な対応を行うため、緊急連絡先を記入し携帯するカードを配布する。	福祉課

	施 策	内 容	主な担当
6	消防団の運営	身近な地域の安全を守る消防団の運営を支援する。	防災課
7	津波ハザードマップ等の周知	津波ハザードマップ、津波避難計画及び地震防災ガイドブック等の周知を行い、一人ひとりが的確な行動がとれるよう支援する。	防災課
8	高齢者に対する防火・防災指導	女性消防団員等による高齢者独居世帯への訪問指導を実施し、防火・防災意識の高揚を図る。	防災課
9	家具転倒防止器具取り付けサービス	大規模地震に備え、希望する65歳以上の高齢者のみ世帯に対し、家具転倒防止器具の取り付けに対する助成を行う。	防災課
10	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等の、体調の急変や事故等の緊急時に、セキュリティサービスによる状況確認や、関係機関などへの連絡及び手配などを行う。	福祉課
11	要配慮者に対する火災報知機、自動消火器・電磁調理器の給付	在宅のねたきりやひとり暮らしの高齢者等に、火災報知機等の日常生活の安全を図る用具を給付する。 また、広報よしだやホームページ、FM島田、イベントの機会等、様々な媒体を通じて、事業に関する周知を図る。	防災課
12	防災訓練の参加の促進	要配慮者への支援方法を含め、地域における避難方法を共通で認識するため、要配慮者の防災訓練への参加を促進する。	福祉課 防災課
13	福祉避難所の確保	通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。	福祉課 防災課
14	災害ボランティアコーディネーターの育成及び連携	災害時に備え、災害ボランティアコーディネーターの育成を推進すると共に、災害ボランティアコーディネーターと連携した災害ボランティア本部組織の運営方法について訓練を行う。	社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 避難行動要支援者名簿に要配慮者、支援者として積極的に登録しましょう。
- 近所の人の顔が分かり合える地域づくりをしましょう。
- 家族で避難場所や連絡体制の確認などを日頃から行っていきましょう。
- 災害伝言板を防災訓練の時などに利用方法を体験し、非常時に対応できるようにしましょう。災害伝言板等のアプリケーションをスマートフォンなどに入れておきましょう。

(4) 防犯活動の推進

【現状と課題】

近年、高齢者、障害のある人を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの犯罪が多発しています。

本町では、見守りネットワークや青色防犯パトロール等の防犯活動が地域で展開されており、引き続き、地域と連携した活動を行っていく必要があります。

このほか、地域の子どもたちの安全を見守る活動や、隣近所との連携など地域の目を強化することで犯罪が発生しにくい環境をつくっていくことが重要です。

【施策の方向】

高齢者や障害のある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯活動を支援します。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	高齢者消費者被害防止のための見守りネットワーク	高齢者を狙った悪質な訪問販売事業者等による消費者被害が増加していることを受け、日常の業務を通じて、高齢者の暮らしの変化や、被害の発見などに努め、高齢者消費者被害の拡大防止を図る。 また、チラシや講座、寸劇により、消費者被害防止のための啓発活動を行う。	産業課
2	防犯灯の整備	夜間の安全を確保するため、防犯灯の整備を行う。	防災課
3	防犯に関する意識の高揚	警察署・防犯協会と連携を図り、手口が巧妙化してきている振り込め詐欺や、悪徳商法に対応できる防犯対策を学ぶ。	防災課
4	青色防犯パトロール	青色回転灯装着車によるパトロールを実施し、地域の犯罪防止を図る。	防災課
5	悪質商法の予防と防犯意識の高揚	高齢者や障害のある人などを狙う振り込め詐欺や悪質商法などの防犯に関する情報収集を行い、要配慮者が被害を受けないように啓発を行う。	防災課 社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 日ごろから防犯意識を高めましょう。
- 向こう三軒両隣の付き合いを大切にしましょう。
- ウォーキングや犬の散歩をする際は、パトロールを兼ねて散策しましょう。
- 訪問販売や空き店舗を期間限定で利用する催眠商法などを確認したら、隣近所の人や町内会、町に連絡して地域ぐるみで被害の拡大を防止しましょう。
- 不審者などが地域に出現しにくいよう、近所の目を張り巡らすとともに、発見したら被害が出ないように、町内会や町に連絡しましょう。



(5) セーフティネットの充実

【現状と課題】

所得格差が拡大しつつある現代社会において、いくつもの問題を抱える人が地域で安心して生活できるよう相談体制の充実や支援が求められています。

このほか、認知症高齢者や知的障害のある人の中には、財産管理や日常生活において生じる契約の判断ができにくい人も見られます。また、地域の中には、就労可能な年齢であるにもかかわらずひきこもりから親の年金などで生活している人もいます。

こうした支援を必要とする人に的確な救いの手を差し伸べていくことが急務となっています。

【施策の方向】

高齢者や障害のある人、ひとり親家庭とその子ども、就労できない人等が安心して暮らせるように、また財産管理などを支援できる体制と就労支援を行っていきます。

【町・社会福祉協議会の取組】

	施 策	内 容	主な担当
1	生活困窮者自立相談支援【新規】	いくつもの問題を抱えている人が、地域で安心して暮らせるように、相談に応じて関係機関と連携した支援を行う。 ・自立相談支援窓口の設置 ・家計相談支援 ・就労等支援	福祉課 社会福祉協議会
2	就労支援	様々な事情により就職できない人材の自立を促すために、関係機関と連携し、就労支援を行う。	産業課 福祉課
3	生活福祉資金・小口資金貸付事業の推進	高齢者や障害のある世帯等低所得者世帯に対して、経済的な自立を目的とした、生活資金や就学資金等の貸付及び指導を行う。	社会福祉協議会
4	子どもの貧困支援【新規】	支援を必要とする子ども（生活困窮世帯、ひとり親家庭、引きこもり、虐待児等）に対し、学習支援、食事の提供、団らんの場となる居場所について関係機関と連携し推進する。	福祉課 社会福祉協議会
5	緊急食糧支援	生活困窮者等に対し、住民や企業からの提供を受けた食品などを無償で提供し、支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会

	施 策	内 容	主な担当
6	子ども食堂の可能性 検討【新規】	保護者が仕事で食事の提供が困難な子どもや、一人で食事をする子（孤食）などに対し、無料または低額で食事を提供する子ども食堂について、ニーズ並びに運営を含め可能性について検討する。	福祉課 こども未来課 社会福祉協議会
7	日常生活自立支援事業の実施《再掲》	判断能力に不安がある人に福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援等を利用者と契約し実施する。	社会福祉協議会
8	成年後見制度の普及啓発《再掲》	成年後見制度の普及啓発を行うと共に、制度を必要とする方やその身内との相談援助を行う。	福祉課 社会福祉協議会
9	成年後見制度における市民後見人の育成【新規】《再掲》	判断能力が十分でない人の生活を住民目線で支援し、ボランティアで成年後見活動を行う「市民後見人」の育成に向けて、近隣市町と連携し育成体制を行う。	福祉課 社会福祉協議会
10	法人後見の検討【新規】《再掲》	社会福祉協議会が後見人となる法人後見の可能性について検討を行う。	社会福祉協議会
11	徘徊高齢者見守り探索ネットワークの構築	認知症の方が、外出し行方不明になった時に、早期発見、保護できる体制づくりを行う。	福祉課 社会福祉協議会
12	認知症サポーターの受講支援	日常的に業務で町内を運行する職員（郵便局員、銀行員、新聞配達、配送サービス等）に対し、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症への理解を深め、話し相手になると共に、見守りボランティアとして育成する。	福祉課 社会福祉協議会
13	ゲートキーパーの育成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援を行う人材について、県と協働で研修会に参加し、自殺者の防止に繋がります。	福祉課
14	認知症支援推進員の設置【新規】	地域包括支援センターに、地域の医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関を繋ぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談支援推進員を設置し対応を図る。	社会福祉協議会
15	認知症初期集中支援チームの設置【新規】	地域包括支援センターに複数の専門職により構成されるチームを作り、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立支援をサポートする。	社会福祉協議会

【住民・地域の取組】

- 地域で徘徊や支援を必要とする人の見守り活動に参加しましょう。
- ゲートキーパーや認知症サポーター講座、市民後見人など自分ができるような活動に参加しましょう。
- 町内を巡回する関係事業所等の職員に対し、認知症サポーターやゲートキーパー養成講座等に積極的に受講し、見守り支援が行える体制を整えましょう。

第4章 計画の推進

1 計画の普及・啓発

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、地域住民をはじめ、関係団体等に本計画の周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報よしだやホームページ、社協だより、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における進ちょく状況の把握と評価

本計画を推進するにあたり、学識経験者、自治会、福祉、保健、関係団体、学校関係者等で構成する吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会において、定期的に地域福祉施策の進ちょく状況の点検並びに評価を行い、本計画の推進に努めます。

3 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を支える役割を担っています。今後、一層の連携強化を図り、各事業の推進体制を整備します。



資料編

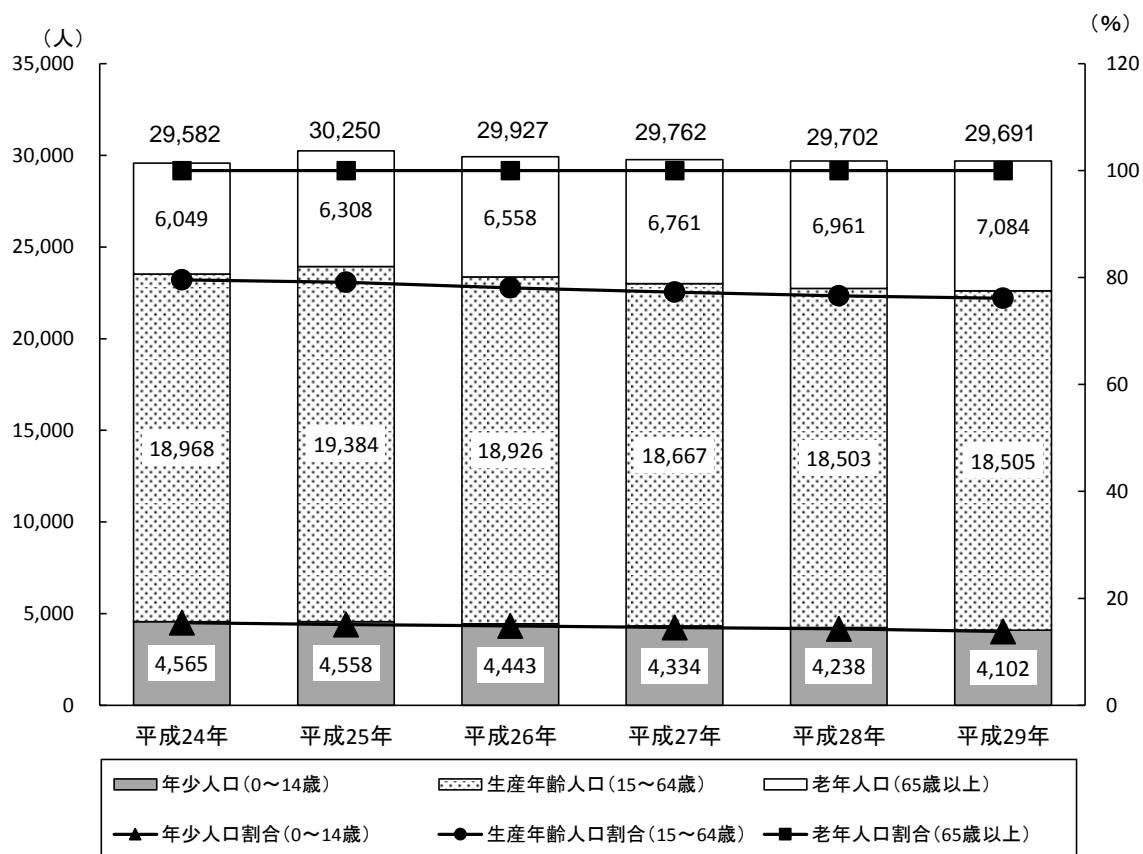
1 吉田町の現状

(1) 人口・世帯の推移

①人口の推移

吉田町の人口は、微減傾向にあり、平成29年3月31日現在では、29,691人となっています。人口3区分では、年少人口、生産年齢人口は減少していますが、老年人口は年々増加しています。

■ 人口の推移

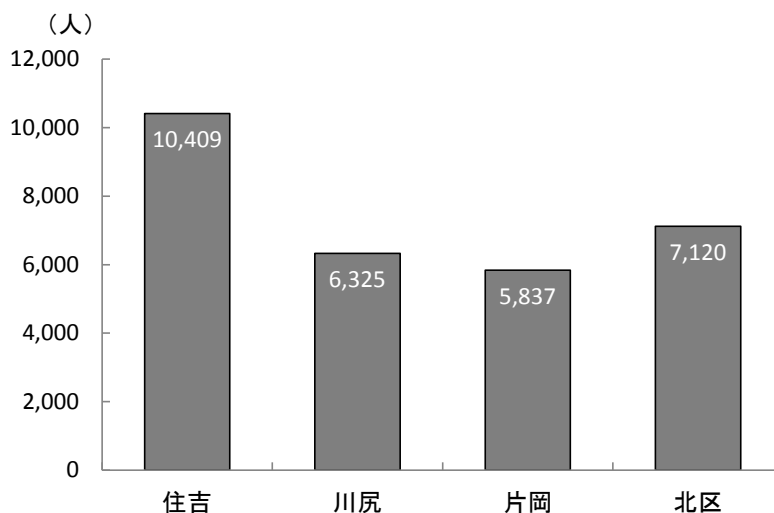


資料：町民課（各年3月31日現在）

②地区別人口の推移

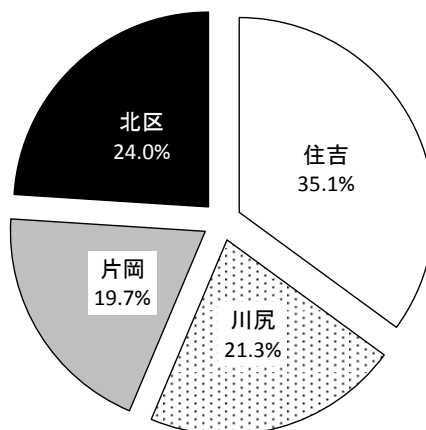
地区別人口をみると、最も人口の多い地区は住吉で10,409人となっており、総人口の35.1%を占めています。人口の増加率では、北区が最も高く102.8%となっています。

■ 地区別人口



資料：町民課（平成29年3月31日現在）

■ 地区別人口の割合



資料：町民課（平成29年3月31日現在）

■ 地区別人口の推移

単位：人

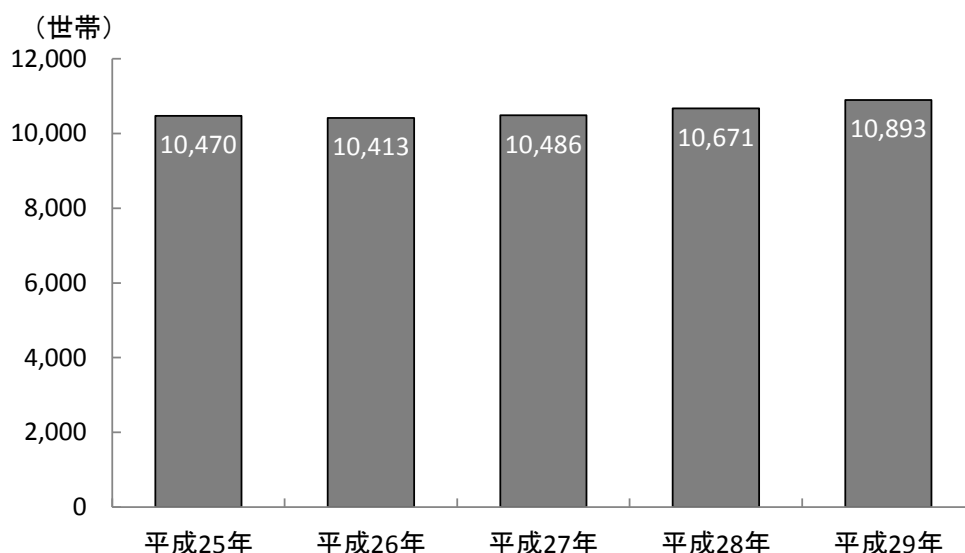
地区名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	増加率 (H25/H29)
住吉	11,011	10,704	10,607	10,446	10,409	94.5%
川尻	6,521	6,467	6,360	6,359	6,325	97.0%
片岡	5,793	5,793	5,785	5,790	5,837	100.8%
北区	6,925	6,963	7,010	7,107	7,120	102.8%
合計	30,250	29,927	29,762	29,702	29,691	98.2%

資料：町民課（平成29年3月31日現在）

③世帯数の推移

世帯数の推移をみると、微増傾向にあり、平成29年で10,893世帯となっています。家族構成別の世帯数の推移をみると、核家族世帯が年々増加しており、1世帯あたりの世帯人員が減少しています。

■ 世帯数の推移



資料：町民課（各年3月31日現在）

■ 家族構成別世帯数の推移

単位：世帯

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	8,269	9,161	10,248	10,239
	100.0%	100.0%	99.2%	99.7%
単独世帯	1,344	1,861	2,528	2,473
	16.3%	20.3%	24.7%	24.2%
核家族世帯	4,603	5,029	5,450	5,768
	55.7%	54.9%	53.2%	56.3%
夫婦のみ世帯	1,276	1,392	1,610	1,745
	27.7%	27.7%	29.5%	30.3%
夫婦と子からなる世帯	2,740	2,944	3,014	3,087
	59.5%	58.5%	55.3%	53.5%
片親と子からなる世帯	587	693	826	936
	12.8%	13.8%	15.2%	16.2%
その他の親族世帯	2,298	2,231	2,097	1,885
	27.8%	24.4%	20.5%	18.4%
非親族世帯	24	40	93	78
	0.3%	0.4%	0.9%	0.8%
1世帯あたりの親族人員	3.31	3.09	2.88	2.81

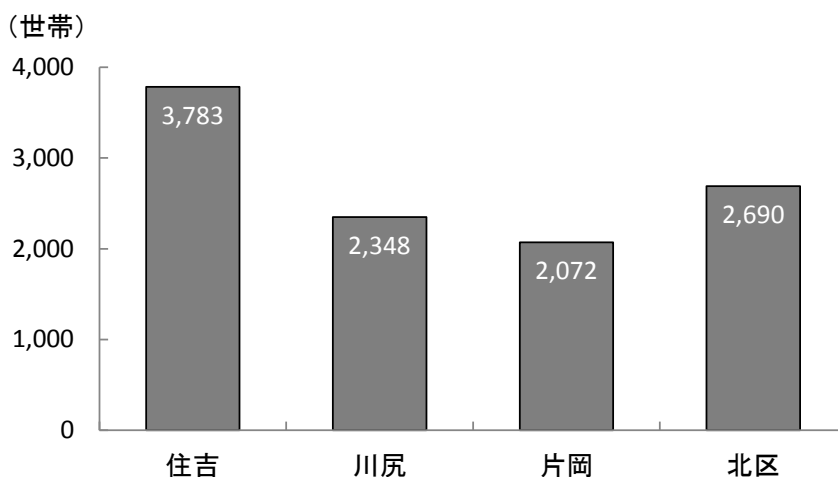
資料：国勢調査

④地区別世帯数

平成 29 年の地区別世帯数をみると、住吉で最も多く 3,783 世帯となっており、全世帯の 34.7%を占めています。

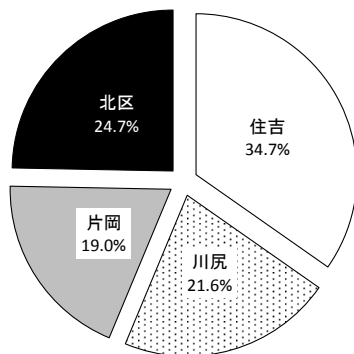
地区別世帯数の推移をみると北区で最も増加率が高く 108.6%となっています。

■ 地区別世帯数



資料：町民課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

■ 地区別世帯数の割合



資料：町民課（平成 29 年 3 月 31 日現在）

■ 地区別世帯数の推移

単位：世帯

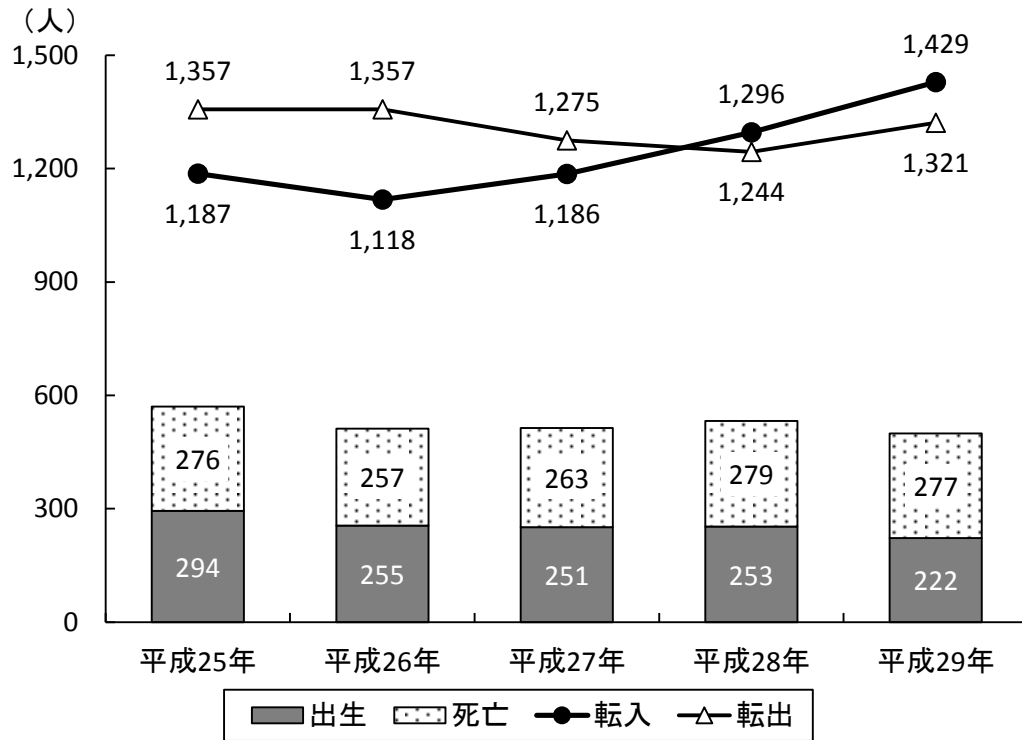
地区名	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	増加率 (H25/H29)
住吉	3,714	3,622	3,659	3,679	3,783	101.9%
川尻	2,288	2,278	2,251	2,309	2,348	102.6%
片岡	1,991	1,997	2,010	2,032	2,072	104.1%
北区	2,477	2,516	2,566	2,651	2,690	108.6%
合計	10,470	10,413	10,486	10,671	10,893	104.0%

資料：町民課（各年 3 月 31 日現在）

⑤人口動態

平成 27 年度までは転入者数より転出者数が上回っていましたが、平成 28 年以降は、転出者数を転入者数が上回っています。

■ 人口動態



資料：町民課（各年3月31日現在）

(2) 子どもの状況

①児童・生徒数

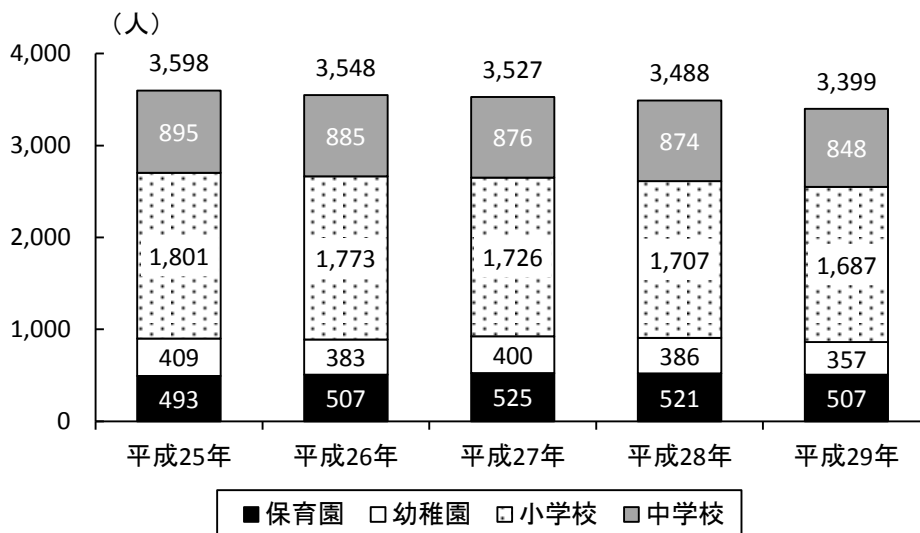
児童・生徒数の推移をみると、年々減少しています。

■ 児童・生徒数の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保育園	男	253	254	255	268	270
	女	240	253	270	253	237
	計	493	507	525	521	507
幼稚園	男	200	189	196	187	164
	女	209	194	204	199	193
	計	409	383	400	386	357
小学校	男	938	941	916	894	871
	女	863	832	810	813	816
	計	1,801	1,773	1,726	1,707	1,687
中学校	男	445	440	440	440	453
	女	450	445	436	434	395
	計	895	885	876	874	848
総数		3,598	3,548	3,527	3,488	3,399

資料：学校基礎調査（各年5月1日現在）

■ 児童・生徒数の推移



資料：学校基礎調査（各年5月1日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

① 高齢者世帯の状況

65歳以上高齢者の数は、年々増加しています。そのうち高齢者世帯、ひとり暮らし世帯が占める割合は、平成29年では高齢者世帯が38.9%、ひとり暮らし世帯が11.3%となっています。

■ 高齢者の状況

単位：人/世帯

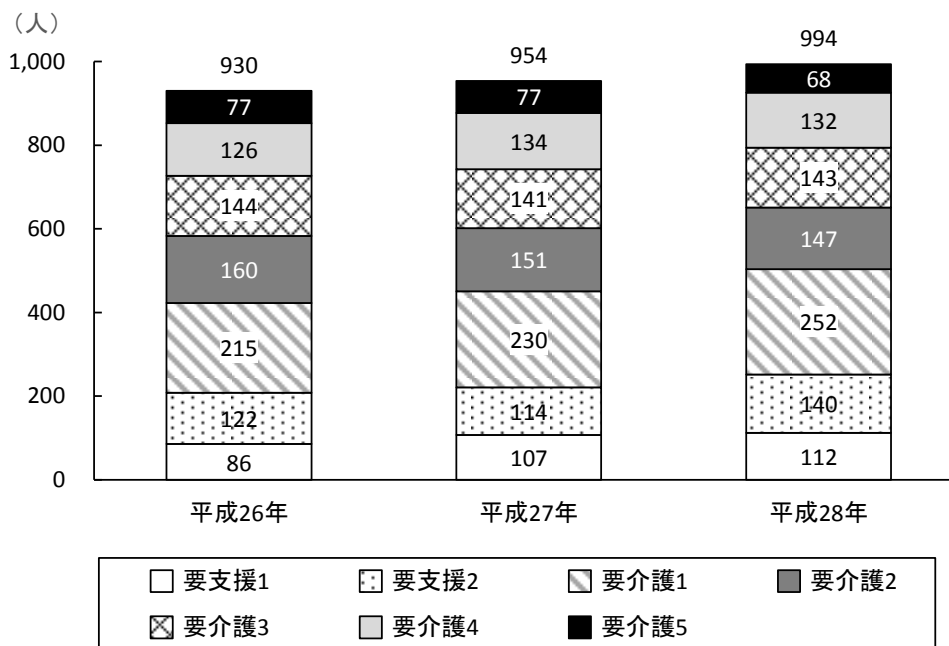
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
65歳以上人口高齢者数	6,049	6,308	6,558	6,761	6,961	7,084
男	2,591	2,733	2,837	2,948	3,055	3,125
女	3,458	3,575	3,721	3,813	3,906	3,959
総人口比	20.4%	20.9%	21.9%	22.7%	23.4%	23.9%
高齢者世帯数	1,829	1,977	2,168	2,370	2,563	2,713
65歳以上人口比	30.2%	31.4%	33.1%	35.1%	36.8%	38.9%
ひとり暮らし世帯数	557	599	626	701	773	804
65歳以上人口比	9.2%	8.9%	9.5%	10.4%	11.1%	11.3%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

② 要介護認定の状況

要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は年々増加しており、平成28年度末では994人となっています。

■ 高齢者の状況



資料：福祉課（各年3月31日現在）

(4) 障害者の状況

①障害者人口の推移

障害者人口をみると、全体では、ほぼ横ばいで推移しています。療育手帳交付数、精神保健福祉手帳交付数は、年々増加しています。

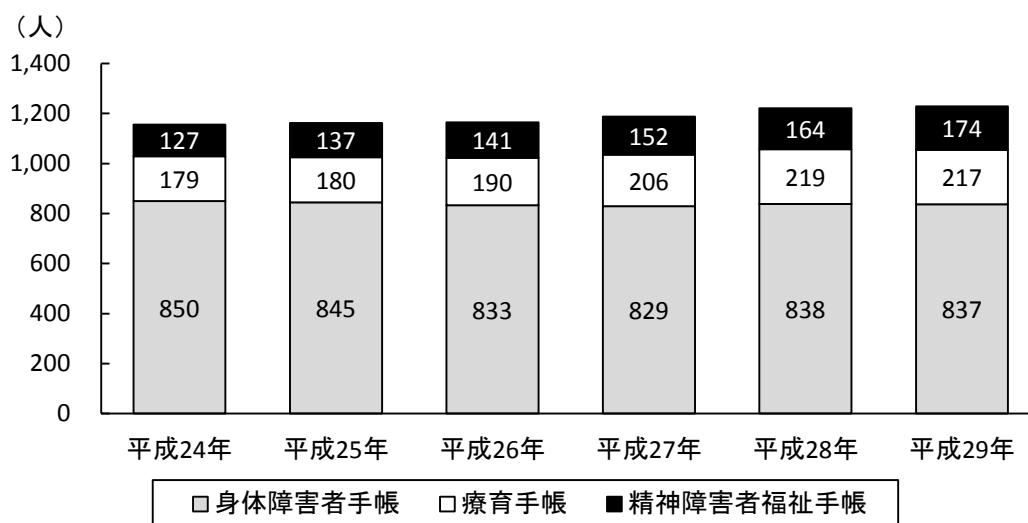
■ 障害者人口の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	29,582	30,250	29,927	29,762	29,702	29,691
障がい者総数	1,156	1,162	1,164	1,187	1,221	1,228
人口比	3.9%	3.8%	3.9%	4.0%	4.1%	4.1%
身体障害者手帳	850	845	833	829	838	837
療育手帳	179	180	190	206	219	217
精神障害者福祉手帳	127	137	141	152	164	174

資料：福祉課（各年3月31日現在）

■ 障害者手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を障害別にみると、肢体不自由が減少、内部障害が増加しています。等級別にみると、1級が増加しており、平成29年では324人となっています。障害種別、等級別にみると、内部障害の1級がもっとも多く195人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種別）の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	49	49	47	48	45	46
聴覚・平衡機能障害	41	41	37	37	44	47
音声・言語・そしゃく機能障害	7	6	4	4	4	5
肢体不自由	495	487	487	474	473	457
内部障害	258	262	258	266	272	282
合計	850	845	833	829	838	837

資料：福祉課（各年3月31日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	306	308	307	322	327	324
2級	99	95	94	90	92	98
3級	130	130	123	115	108	106
4級	210	208	211	205	211	206
5級	62	62	57	58	59	59
6級	43	42	41	39	41	44
合計	850	845	833	829	838	837

資料：福祉課（各年3月31日現在）

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種別、等級別）の推移（平成29年）

単位：人

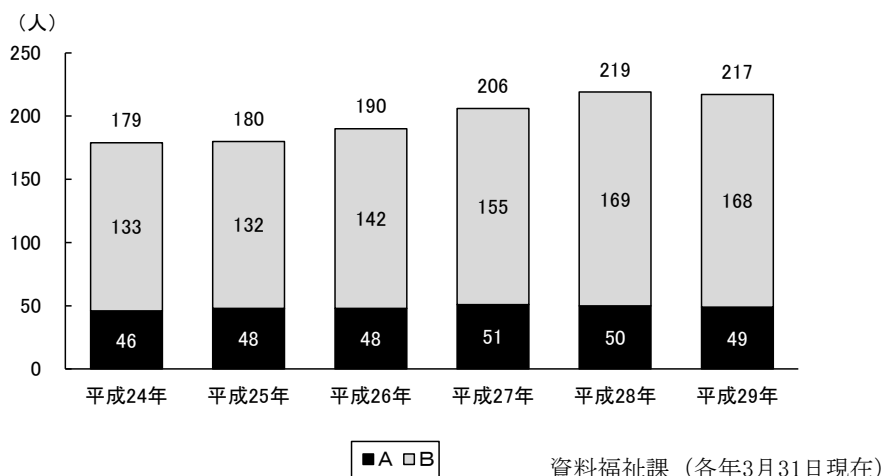
	等級						
	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	46	15	15	1	3	10	2
聴覚・平衡機能障害	47	3	8	3	14	0	19
音声・言語・そしゃく機能障害	5	0	0	2	3	0	0
肢体不自由	457	111	73	70	131	49	23
内部障害	282	195	2	30	55	0	0
合計	837	324	98	106	206	59	44

資料：福祉課（平成29年3月31日現在）

③療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を等級別にみると、Aはほぼ横ばい、Bは増加傾向がみられます。

■ 療育手帳所持者数（等級別）の推移



④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、2級、3級が年々増加しています。

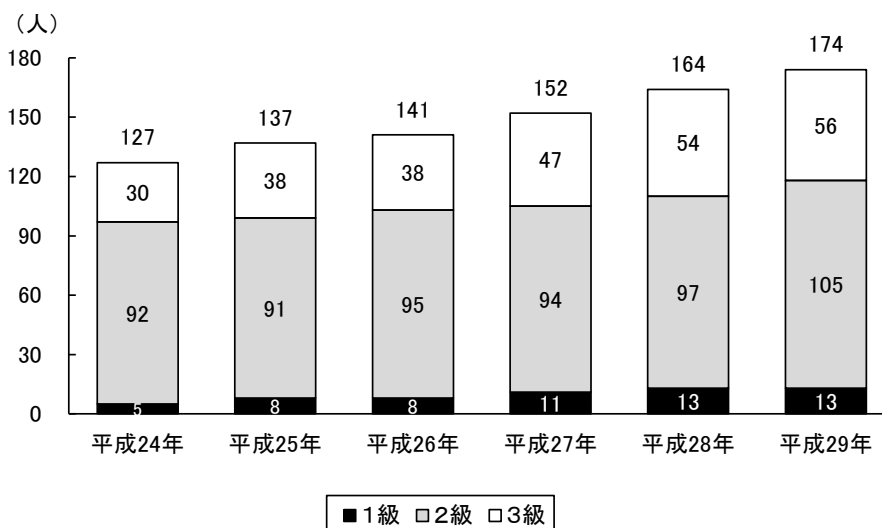
■ 精神障害保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	5	8	8	11	13	13
2級	92	91	95	94	97	105
3級	30	38	38	47	54	56
合計	127	137	141	152	164	174

資料：福祉課（各年3月31日）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

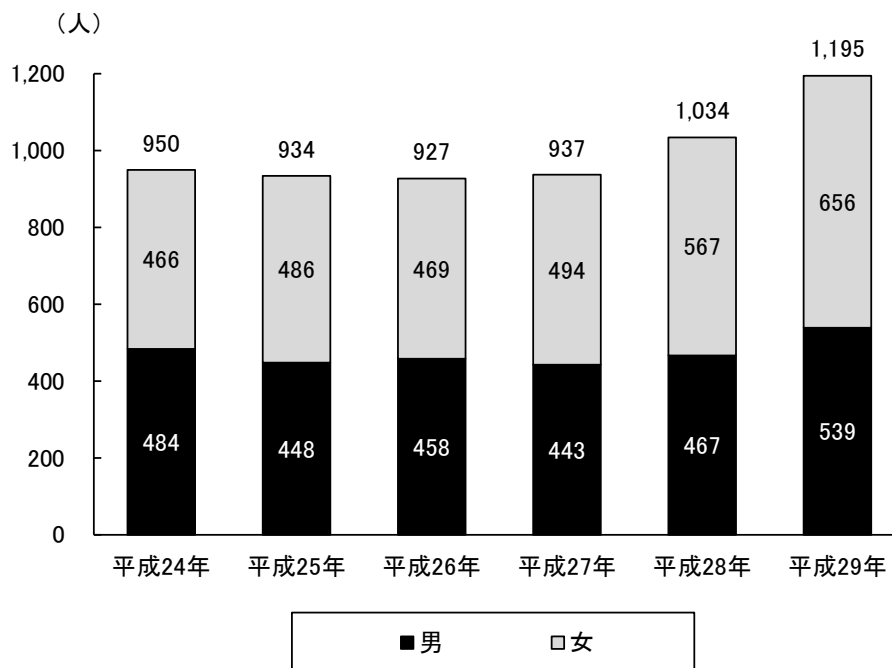


(5) 外国人の状況

①外国人登録人口

外国人登録人口は増加しており、平成29年では1,195人となっています。国別にみると、フィリピンがもっとも多く328人となっています。

■ 外国人登録人口の推移



資料:町民課 (各年3月31日現在)

■ 外国人人口 出身国の推移

単位:人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
フィリピン	230	244	268	275	308	328
中国	275	299	300	306	256	269
ブラジル	255	208	169	174	192	241
ペルー	85	77	73	72	76	71
インドネシア	20	26	24	21	25	25
韓国	15	11	11	10	11	10
アルゼンチン	17	12	15	*	*	*
タイ	12	*	*	*	*	*
その他	41	57	67	79	166	251
合計	950	934	927	937	1,034	1,195

資料:町民課 (各年3月31日現在)

(6) その他の支援が必要な人の状況

①生活保護世帯の人数

生活保護世帯・人数の推移をみると、世帯数、人数ともに年々増加しています。

■ 生活保護世帯・人数の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
生活保護世帯数 (世帯)	52	78	80	82	105	115
被保護者数 (人)	73	104	102	101	132	150

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(7) 地域福祉活動の状況

①さわやかクラブ（老人クラブ）の状況

さわやかクラブ（老人クラブ）の状況は、高齢者数の増加に反して、加入者数は年々減少しています。

これは、本人が高齢者という自覚がない、まだ働いている、など団塊世代の高齢化に伴い、高齢者の意識が変化していることに起因しています。

■ さわやかクラブ（老人クラブ）の状況

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
クラブ数 (団体)	23	24	23	23	22
会員数 (人)	1,524	1,428	1,321	1,252	1,146
65歳以上人口 (人)	6,308	6,558	6,761	6,961	7,084
加入率 (%)	24.2%	21.8%	19.5%	18.0%	16.2%

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

②社会福祉団体の状況

町内の社会福祉団体は 7 団体となっており、さわやかクラブ連合会の会員数が 1,252 人となっています。

■ 社会福祉団体状況

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
吉田町 身体障害者福祉会	280	265	244	220	226
吉田町 母子寡婦福祉会	24	23	23	21	21
吉田町 手をつなぐ育成会	31	27	38	37	32
吉田町 遺族会	462	453	462	443	443
吉田町 さわやかクラブ連合会	1,610	1,524	1,428	1,321	1,252
吉田町 精神保健福祉会秋桜	20	20	20	20	20
榛南断酒会吉田支部	8	6	6	8	7

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

③民生委員児童委員数

民生委員児童委員の数は、ほぼ横ばいで推移しています。

一世帯当たり担当世帯数は概ね 200 世帯前後です。

■ 民生委員児童委員数の推移

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
男性	24	24	24	24	29
女性	26	29	29	29	24
合計	50	53	53	53	53
一世帯当たり担当世帯数 (世帯)	209.4	196.5	197.8	201.3	205.5

資料：福祉課（各年3月31日現在）

④ ボランティア保険加入団体数

単位：団体

	保険種類	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
加入団体数	活動保険	15	13	15	15	18
	行事保険	17	16	17	20	22

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

⑤ 町内で活躍するNPO法人数

町内で活躍するNPO法人数は減少傾向にあります。

■ 町内で活躍するNPO法人数の推移

単位：団体

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
活動団体数	5	5	4	4	3

資料：企画課（各年3月31日現在）

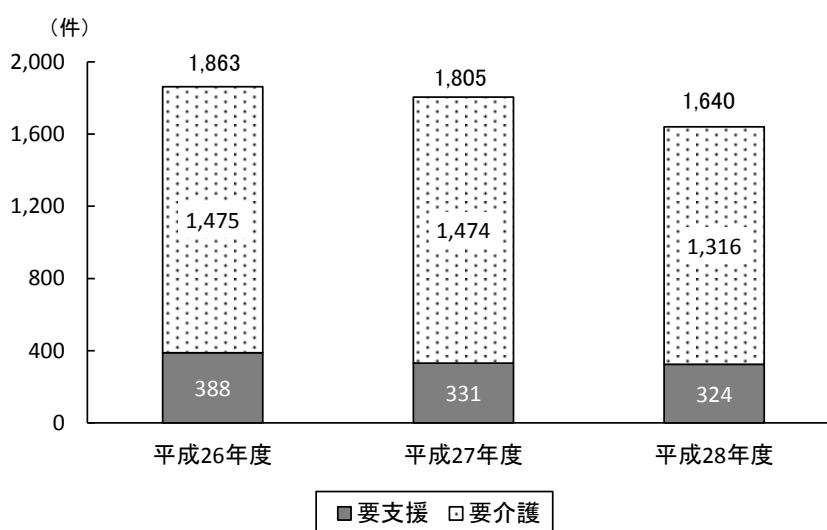
（８） 社会福祉協議会の活動内容の推移

1) 居宅介護支援事業

① 計画受入数及び収入の推移

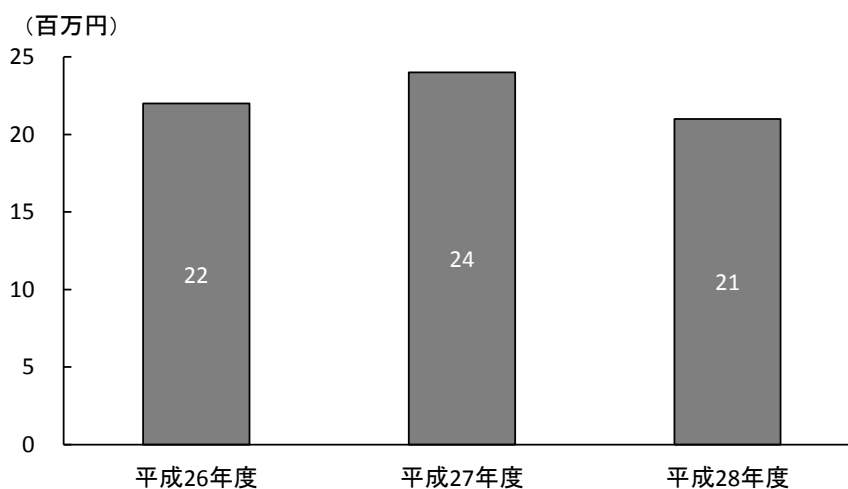
居宅介護支援事業計画の推移をみると、要支援、要介護ともに年々減少しています。居宅介護支援事業収入は、年により増減しますが、2,200万円前後で推移しています。

■ 町内で活躍する NPO 法人数の推移



資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

■ 居宅介護支援事業収入



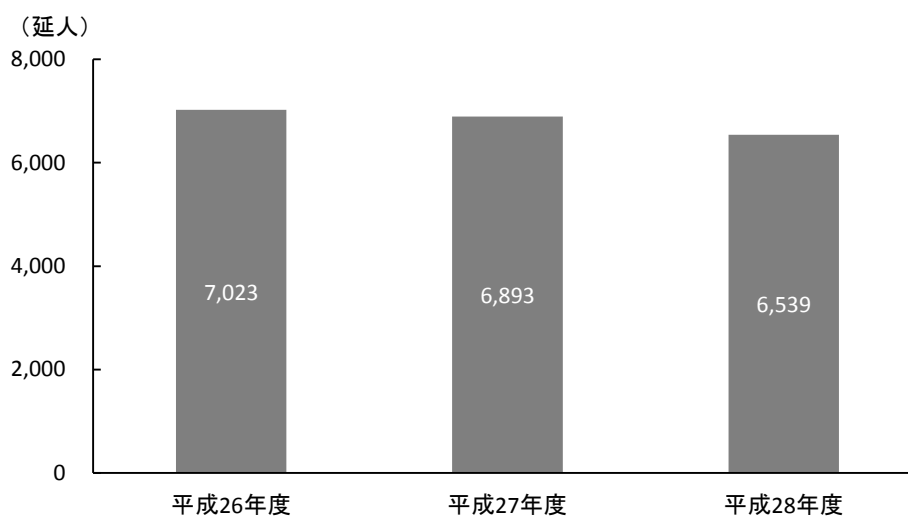
資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

2) 老人デイサービス事業

①実施事業及び事業収入の推移

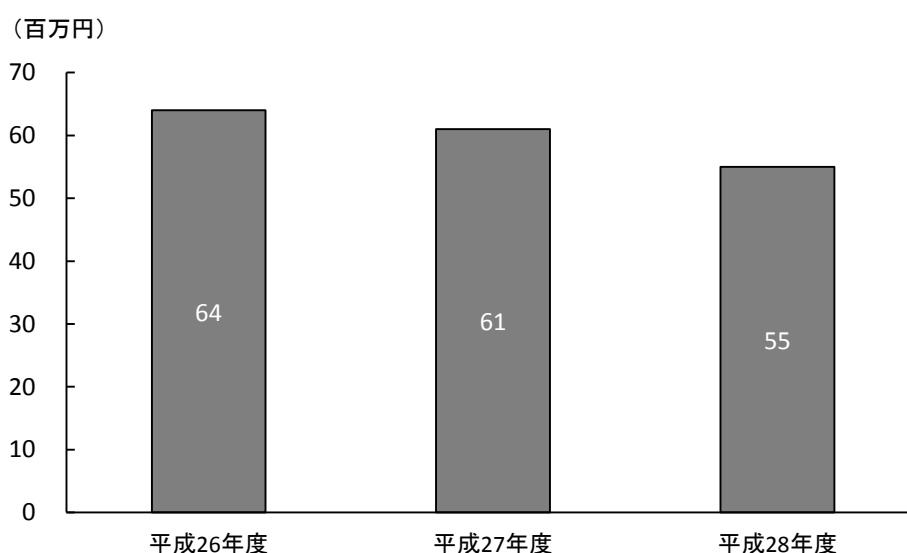
老人デイサービス事業の利用者数・事業収入共に年々減少しています。デイサービス利用者を求める高齢者の増加に対し、民間事業者も増加していることから、サービスの利用が分散しているためと推測されます。

■ 老人デイサービス事業 利用者数



資料：(各年) 社会福祉協議会事業報告書

■ 老人デイサービス事業 事業収入

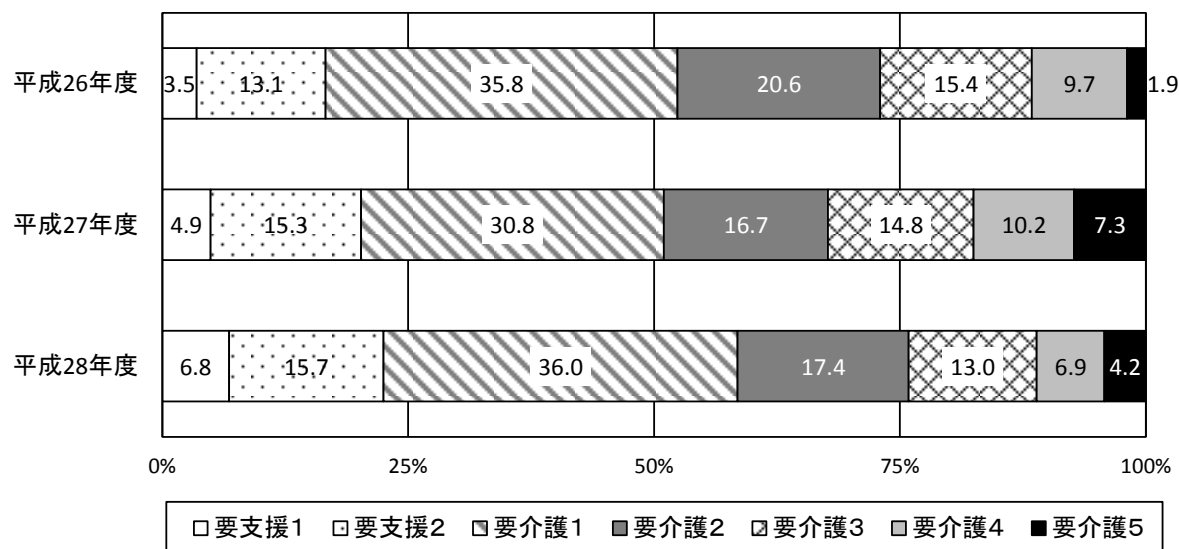


資料：(各年) 社会福祉協議会事業報告書

②介護度制度別利用状況

老人デイサービス事業の介護度別利用状況を見ると、要支援 1・2 の利用割合が年々増加しています。要介護の人は年により介護度の利用割合が前後しています。

■介護度別利用状況



資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

3) 老人居宅介護等事業

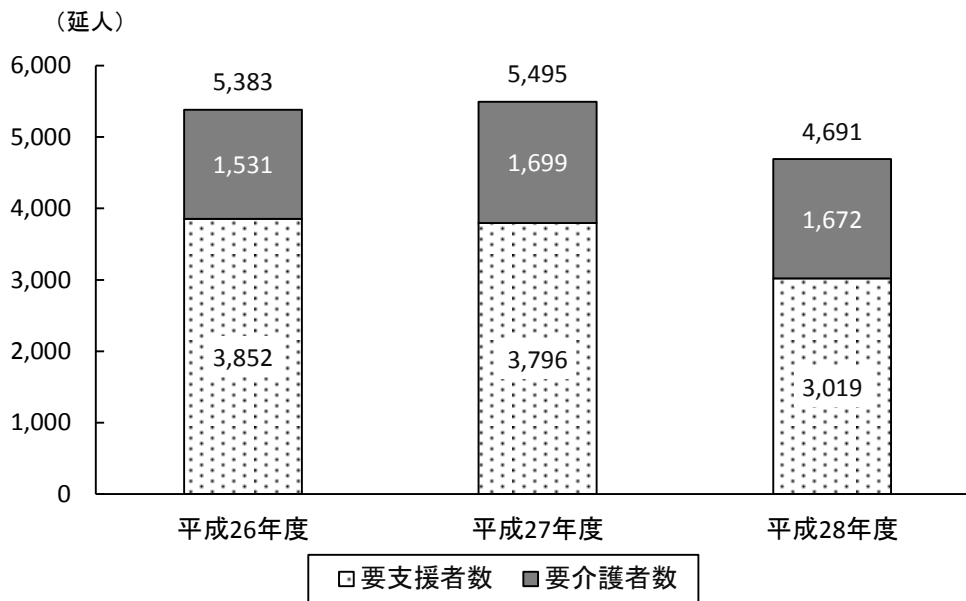
老人居宅介護等事業は、訪問介護職員（ホームヘルパー）による介護保険認定者への訪問介護を行っています。

■老人居宅介護等事業利用者数及び事業収入の推移

年度	要支援者数 (月平均)	要介護者数 (月平均)	合計 (月平均)	事業収入
平成26	513 人 (42.8人)	319 人 (26.6人)	832 人 (69.4人)	31,648,944 円
平成27	428 人 (35.7人)	255 人 (21.3人)	683 人 (57.0人)	25,346,273 円
平成28	259 人 (21.6人)	210 人 (17.4人)	469 人 (39.0人)	17,559,976 円

資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

■老人居宅介護等事業等における稼働時間数の推移



資料：(各年) 社会福祉協議会事業報告書

4) 障害福祉サービス事業

居宅介護支援は、訪問介護職員（ホームヘルパー）による障害認定者への訪問介護を行っています。

■居宅介護支援事業の利用者数及び事業収入の推移

年度	利用者数	月平均	事業収入
平成26	250 人	20.8 人	10,262,608 円
平成27	254 人	22.0 人	10,570,443 円
平成28	263 人	21.9 人	9,729,916 円

資料：(各年) 社会福祉協議会事業報告書

■移動支援事業利用者及び事業収入の推移

年度	利用者数	月平均	事業収入
平成26	195 人	16.3 人	1,825,891 円
平成27	181 人	15.1 人	2,143,704 円
平成28	159 人	13.3 人	2,017,507 円

資料：(各年) 社会福祉協議会事業報告書

5) 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、総合相談事業、権利擁護事業介護予防事業、ケアマネジメント事業などを中心に、介護を必要とする人並びに高齢者の介護予防のために各種相談や事業・教室などの展開を図っています。

■相談応援実績事業の推移

件数

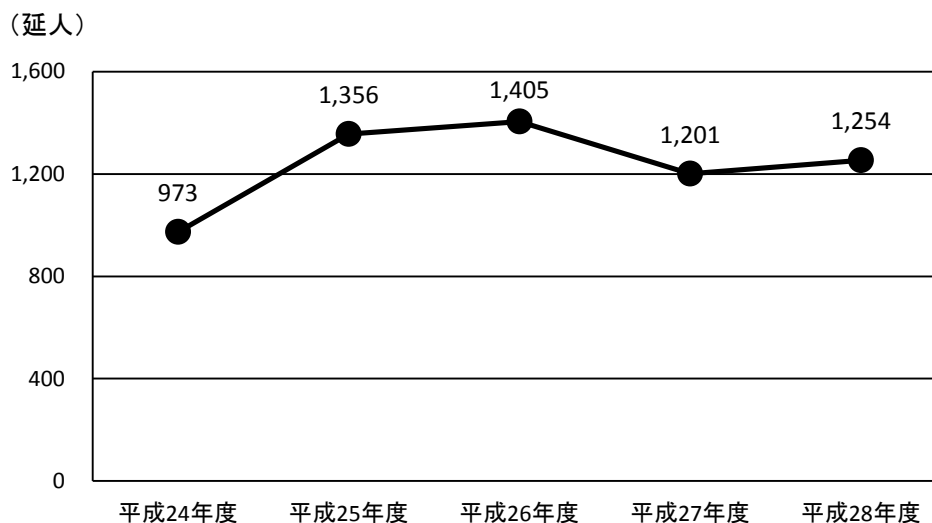
相談内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度
総合相談支援	介護に係る相談	—	1,425 件	1,400 件
	施設入所に係る相談ほか	—	—	61 件
		1,258 件	—	—
権利擁護	高齢者虐待	97 件	45 件	22 件
	後見、消費者被害	—	—	81 件
		33 件	32 件	—
介護予防	介護予防支援	—	1,014 件	1,122 件
	二次予防事業対象者把握及び支援	46 件	293 件	515 件
		1,045 件	—	—
ケアマネ支援	ケアマネジメントに係る相談	154 件	102 件	127 件
その他				40 件
合 計		2,633 件	2,911 件	3,368 件

資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

6) 地域支援事業

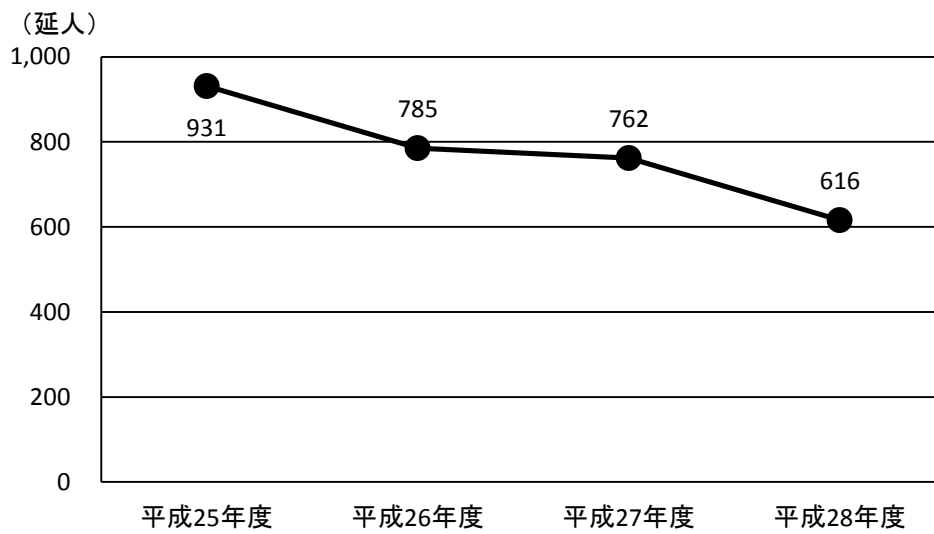
地域支援事業は、在宅高齢者への健康増進、閉じこもり予防、介護者の負担軽減を図り、リフレッシュに繋がる事業などを行っています。

■認知症予防事業（はつらつ講座）参加人数の推移



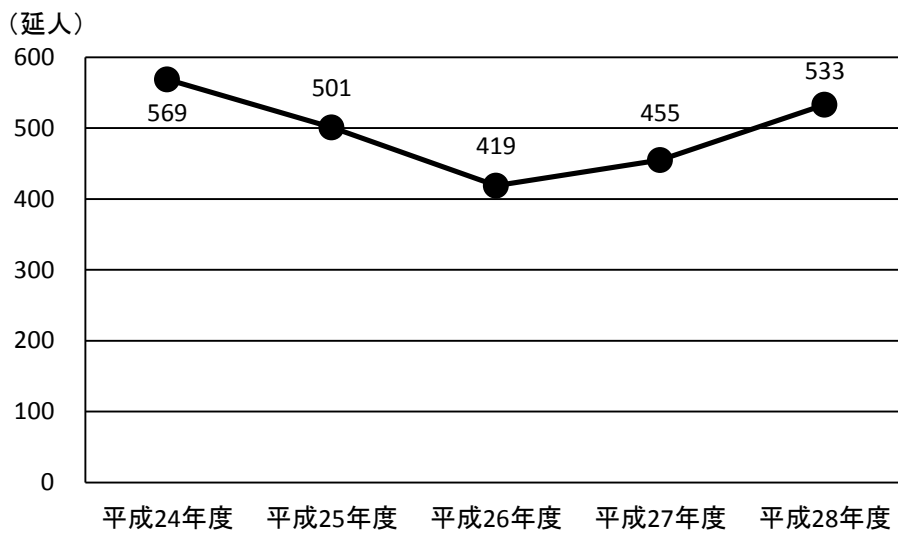
資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

■介護予防普及啓発事業（骨骨貯筋体操教室）参加人数の推移



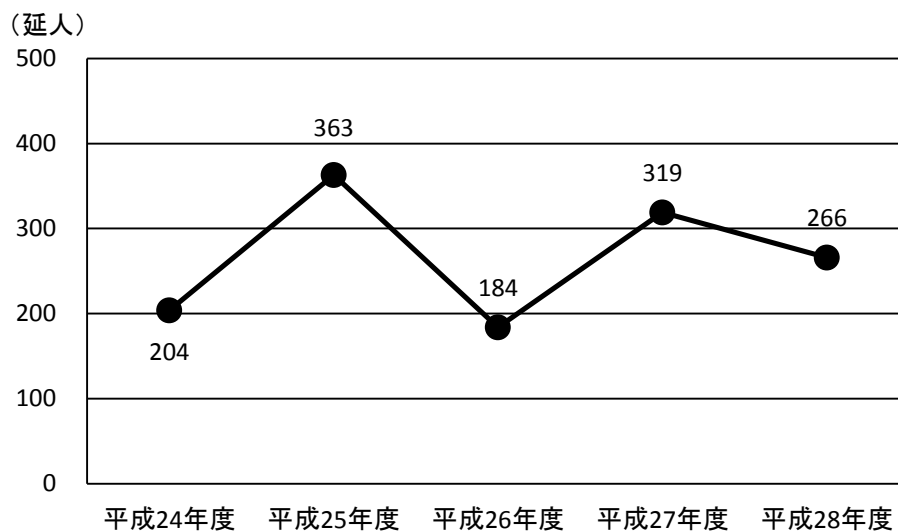
資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

■運動器の機能向上事業（パワリハ教室：トレーニング機器を利用した事業）参加人数の推移



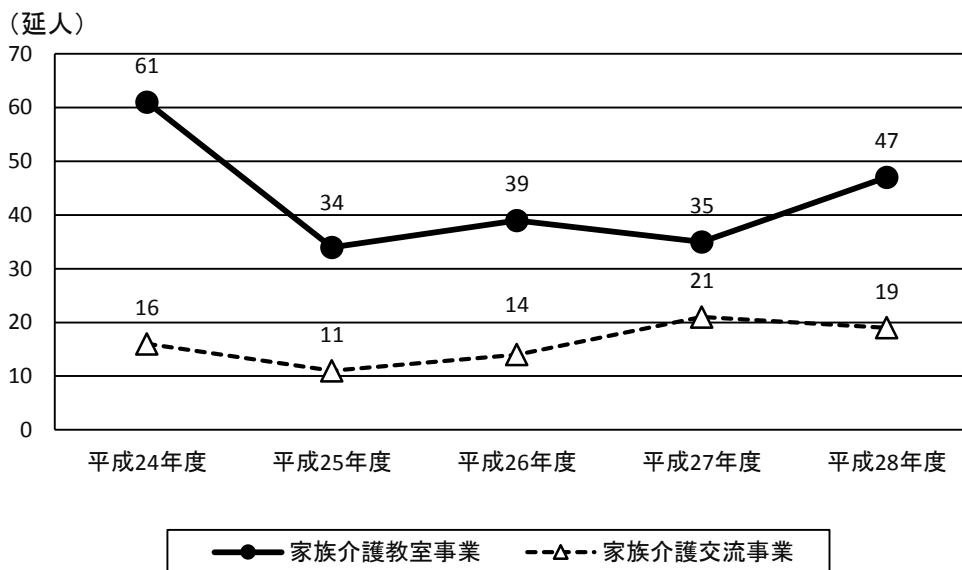
資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

■外出支援サービス（パワリハ参加者の送迎）参加人数の推移



資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書

■家族介護支援事業（介護者のつどい）参加人数の推移



資料：（各年）社会福祉協議会事業報告書
各年2～3回実施

2 吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

(1) 吉田町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成29年吉田町要綱第28号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、吉田町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な調査に関する事。
- (2) 計画の検討及び策定に関する事。
- (3) 計画の進捗状況の点検に関する事。
- (4) その他計画に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(2) 吉田町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉田町における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、吉田町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な調査に関する事。
- (2) 計画の検討及び策定に関する事。
- (3) 計画の進捗状況の点検に関する事。
- (4) その他計画に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉協議会会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 専門機関、団体等の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他社会福祉協議会会長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、吉田町社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

(3) 吉田町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
西 尾 敦 史	静岡福祉大学 健康福祉学科 学科長	委員長
田 島 逸 雄	吉田町自治会連合会 会長	副委員長
山 崎 豊	吉田町民生委員児童委員協議会 会長	
佐 藤 福 子	吉田町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
枝 村 和 秋	吉田町身体障害者福祉会 会長	
柳 原 克 彦	吉田町さわやかクラブ連合会 会長	
山 本 静 子	吉田町女性団体連絡協議会 副会長	
良 知 昌 武	吉田町ボランティア連絡協議会 会長	
大 石 咲 子	特別支援学校PTA吉田地区 地区長	
田 村 和 彦	吉田町立吉田中学校 PTA会長	
田 代 信 子	吉田町地域包括支援センター センター長	
杉 村 勝 巳	いきいきサロン 代表	
高 橋 良 武	中部健康福祉センター 所長	

**吉田町第3期地域福祉計画
吉田町第3期地域福祉活動計画**

発行日：平成30年3月

発行：静岡県榛原郡吉田町

編集：吉田町役場 福祉課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

TEL：0548-33-2104 FAX：0548-33-0361

社会福祉法人 吉田町社会福祉協議会

〒421-0303 静岡県榛原郡吉田町片岡795-1

TEL：0548-34-1800 FAX：0548-33-2606

